

# 議事日程 (第9号)

令和8年3月25日(水曜日) 午前10時開議

(開議)

○ 諸報告

- 1 発言の訂正について
- 2 令和7年度包括外部監査結果報告書の提出について

- |     |        |                              |
|-----|--------|------------------------------|
| 第1  | 議案第1号  | 令和8年度北九州市一般会計予算              |
| 第2  | 議案第2号  | 令和8年度北九州市国民健康保険特別会計予算        |
| 第3  | 議案第3号  | 令和8年度北九州市食肉センター特別会計予算        |
| 第4  | 議案第4号  | 令和8年度北九州市卸売市場特別会計予算          |
| 第5  | 議案第5号  | 令和8年度北九州市渡船特別会計予算            |
| 第6  | 議案第6号  | 令和8年度北九州市土地区画整理特別会計予算        |
| 第7  | 議案第7号  | 令和8年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算    |
| 第8  | 議案第8号  | 令和8年度北九州市港湾整備特別会計予算          |
| 第9  | 議案第9号  | 令和8年度北九州市公債償還特別会計予算          |
| 第10 | 議案第10号 | 令和8年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算     |
| 第11 | 議案第11号 | 令和8年度北九州市土地取得特別会計予算          |
| 第12 | 議案第12号 | 令和8年度北九州市駐車場特別会計予算           |
| 第13 | 議案第13号 | 令和8年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算    |
| 第14 | 議案第14号 | 令和8年度北九州市産業用地整備特別会計予算        |
| 第15 | 議案第15号 | 令和8年度北九州市漁業集落排水特別会計予算        |
| 第16 | 議案第16号 | 令和8年度北九州市介護保険特別会計予算          |
| 第17 | 議案第17号 | 令和8年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算      |
| 第18 | 議案第18号 | 令和8年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算     |
| 第19 | 議案第19号 | 令和8年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算       |
| 第20 | 議案第20号 | 令和8年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算      |
| 第21 | 議案第21号 | 令和8年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算 |
| 第22 | 議案第22号 | 令和8年度北九州市上水道事業会計予算           |
| 第23 | 議案第23号 | 令和8年度北九州市工業用水道事業会計予算         |
| 第24 | 議案第24号 | 令和8年度北九州市交通事業会計予算            |
| 第25 | 議案第25号 | 令和8年度北九州市病院事業会計予算            |
| 第26 | 議案第26号 | 令和8年度北九州市下水道事業会計予算           |
| 第27 | 議案第27号 | 令和8年度北九州市公営競技事業会計予算          |
| 第28 | 議案第29号 | 北九州市行政手続条例の一部改正について          |

- 第29 議案第30号 北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について
- 第30 議案第31号 北九州市犯罪被害者等支援条例について
- 第31 議案第32号 北九州市手数料条例の一部改正について
- 第32 議案第33号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第33 議案第34号 北九州市市税条例の一部改正について
- 第34 議案第36号 北九州市国民健康保険条例の一部改正について
- 第35 議案第38号 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について
- 第36 議案第39号 北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について
- 第37 議案第41号 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について
- 第38 議案第42号 北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について
- 第39 議案第43号 建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第40 議案第45号 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について
- 第41 議案第46号 北九州市職員定数条例等の一部改正について
- 第42 議案第48号 北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 第43 議案第49号 地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について
- 第44 議案第50号 地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について
- 第45 議案第54号 包括外部監査契約締結について
- 第46 議案第65号 北九州市介護保険条例の一部改正について
- 第47 議案第66号 北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第48 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第49 議案第68号 北九州市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第50 小倉北区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区選挙管理委員並びに同補充員の選挙
- 第51 議員提出議案第2号 北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員会の委員の定数変更に関する決議について
- 第52 議員提出議案第3号 中学校給食費の無償化を国の制度として早期に実現すること等を求める意見書について
- 第53 議員提出議案第4号 地域医療と介護を守り、物価高から国民の暮らしを守るための施策の強化を求める意見書について
- 第54 議員提出議案第5号 首都圏に集中する政府関係機関の地方移転の推進に関する意見書について
- 第55 議員提出議案第6号 消費税減税を含む税制の見直しについて国会での議論を求める意見書について
- 第56 議員提出議案第7号 えん罪の防止及び被害者救済のための刑事、再審制度の抜本的改革を求める意見書について
- 第57 議員提出議案第8号 憲法第9条の平和主義堅持を求める意見書について

- 第58 議員提出議案 米国及びイスラエルによるイランへの先制攻撃の中止と国際法の遵守を求  
第 9 号 める意見書について
- 第59 議員提出議案 公職選挙法の制度的整合性の確保及び見直しを求める意見書について  
第 10 号
- 第60 議員提出議案 殺傷兵器の輸出拡大に反対し、武器輸出三原則の理念に立ち返ることを求  
第 11 号 める意見書について
- 第61 請願・陳情の継続審査について
- 第62 所管事務の継続調査について
- 第63 議員の派遣について
- 第64 会議録署名議員の指名

(閉 会)

## 会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 号から
- 日程第47 議案第66号まで
- 日程第48 議案第67号
- 日程第49 議案第68号
- 日程第50 小倉北区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区選挙管理委員並びに同補充員の選挙
- 日程第51 議員提出議案第 2 号
- 追加日程 北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員の選任について
- 日程第52 議員提出議案第 3 号から
- 日程第60 議員提出議案第11号まで
- 日程第61 請願・陳情の継続審査について
- 日程第62 所管事務の継続調査について
- 日程第63 議員の派遣について
- 日程第64 会議録署名議員の指名

## 出席議員 (57人)

1番	菊地	公平	2番	佐藤	栄作
3番	上野	照弘	4番	吉村	太志
5番	田仲	常郎	6番	宮崎	吉輝
7番	中村	義雄	8番	鷹木	研一郎
9番	戸町	武弘	10番	香月	耕治
11番	片山	尹	12番	村上	幸一
13番	日野	雄二	14番	吉田	幸正
15番	西田	一	16番	田中	元也
17番	金子	秀一	18番	廣田	信也
19番	立山	幸子	20番	たかの	久仁子
21番	小松	みさ子	22番	富士川	厚子
23番	小渡	辺修	24番	中島	隆治
25番	松岡	裕一郎	26番	木畑	広宣
27番	村上	直樹	28番	成重	正丈
29番	岡本	義之	30番	三宅	まゆみ
31番	森本	由美	32番	大久保	無我
33番	小宮	けい子	34番	森	結実子
35番	泉	日出夫	36番	中山	じゅん子
37番	山崎	英樹	38番	山田	大輔
39番	宇都宮	亮	40番	永井	佑
41番	伊藤	淳一	42番	宇土	浩一郎
43番	高橋	都	44番	山内	涼成
45番	荒川	徹	46番	大石	正信
47番	伊崎	大義	48番	本田	一郎
49番	奥村	直樹	50番	小金丸	かずよし
51番	小宮	良彦	52番	井上	しんご
53番	柳井	誠	54番	村上	さとこ
55番	松尾	和也	56番	有田	絵里
57番	井上	純子			

## 欠席議員 (0人)

## 説明のために出席した者の職氏名

市長	武内和久	副市長	江口哲郎
副市長	片山憲一	副市長	大庭千賀子
会計室長	中村彰雄	危機管理監	柏井宏之
技術監理局長	尊田利文	政策局長	小杉繁樹
総務市民局長	三浦隆宏	財政・変革局長	武田信一
保健福祉局長	武藤朋美	子ども家庭局長	小林亮介
環境局長	木下孝則	産業経済局長	柴田泰平
都市ブランド 創造局長	小笠原圭子	都市戦略局長	小野勝也
都市整備局長	持山泰生	港湾空港局長	倉富樹一郎
消防局長	岸本孝司	上下水道局長	廣中忠孝
交通局長	白石基	公営競技局長	春日伸一
教育長	太田清治	行政委員会 事務局長	兼尾明利

## 職務のために出席した事務局職員の職氏名

事務局長	天本克己	次長	檜木野裕
議事課長	木村貴治		ほか関係職員

## 午前10時00分開議

○議長（中村義雄君）ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元配付の議事日程により進行いたします。

日程に入る前に、諸報告をいたします。

市長から、2月27日及び3月3日の会議における発言の一部について、また、村上さとし議員から、3月3日の会議における発言の一部について訂正の申出がっておりますので、議長においてこれを許可いたしました。

次に、包括外部監査人から報告がっております。なお、その写しは各議員宛て送付しておりますので、御了承願います。

以上、報告いたします。

日程第1 議案第1号から、日程第47 議案第66号までの47件を一括して議題といたします。

委員会での審査の経過及び結果について報告を求めます。

令和8年度予算特別委員長、35番 泉議員。

○35番（泉日出夫君）令和8年度予算特別委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会は、去る3月5日の本会議において設置され、令和8年度予算議案及び予算関連議案の47件が付託された後、10日から24日まで3つの分科会で審査を行いました。

まず、審査の経過につきましては、お手元配付のとおりであります。

次に、審査の結果につきましては、議案第3号から7号まで、9号、10号、12号から15号まで、17号、18号、20号、21号、23号、24号、29号から34号まで、41号から43号まで、46号、49号、50号、54号、65号及び66号の以上32件については、いずれも全員賛成で可決すべきもの、議案第1号、2号、8号、11号、16号、19号、22号、25号から27号まで、36号、38号、39号、45号及び48号の以上15件につきましては、いずれも賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまの委員長の報告に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり。）

質疑なしと認めます。

ただいまから討論に入ります。42番 宇土議員。

○42番（宇土浩一郎君）皆さんおはようございます。日本共産党の宇土浩一郎です。会派を代表して、議案第1号、令和8年度北九州市一般会計予算外14件に反対し、主なものについて討論を行います。

まず、議案第1号、令和8年度北九州市一般会計予算について述べます。

武内市長にとって令和8年度は任期最後、これまでの締めくくりの年度となります。武内市長は、令和6年の基本構想、基本計画で稼げる町を掲げました。しかし、これは破綻したアベノミクスを焼き直ししたものであり、企業の目先の利益を優先し、格差と貧困を拡大してきた新自由主義路線にほかなりません。これまでの企業誘致や投資額の増加、人口の社会動態のプラスを成果として強調し、令和8年度予算は成長加速予算と銘打っていますが、現実はどうでしょうか。人口はこの8年で約7,000人も減少し、市民所得も9年連続で政令市中最低水準です。掲げられた成果指標を見ても、市民の暮らしがよくなったと言える具体的成果は見えてきません。

本来、市役所の役割は企業誘致の競争ではなく、市民の暮らしと福祉を守ることです。市民所得を引き上げ、地元中小企業を支える政策への転換こそ必要です。稼げる町を掲げる武内市政の新ビジョンは、住民の福祉の増進を図る自治体の基本的な役割を正面に据えたものとは言えないことを指摘しなければなりません。

次に、物価高騰対策と中小企業支援について述べます。

今、市民の暮らしは物価高騰に賃金が追いつかず厳しさを増しています。ところが、今回の予算には市独自の物価高騰対策が盛り込まれていません。昨年12月、市議会は、住民税非課税世帯に限らない、幅広い市民支援を求める附帯決議を採択しましたが、新年度予算は国の交付金事業のみで、下水道料金や指定ごみ袋の負担軽減など、市民生活を直接支える本市独自の財源による対策は示されていません。

また、中小企業は深刻な経営難に直面しています。最低賃金引上げによる人件費や社会保険料の負担増に直面する一方、価格転嫁が進まず経営悪化が続き、倒産件数も昨年を上回っています。さらに、イラン情勢の緊迫化により、原油価格高騰の懸念も強まっており、企業経営への影響は一層深刻です。中小企業への本市の物価高騰対策の支援対象は、市内約4万事業所に対し僅か200事業所程度にとどまるなど、極めて不十分です。市議会が採択した幅広く支援を求める附帯決議を真摯に検討したとは思えない市長の姿勢は、議会軽視と言わざるを得ず、附帯決議を踏まえた物価高騰対策を強く求めます。

次に、採算の取れない無駄な大型開発事業について述べます。

市長は、北九州市は投資的経費の水準が他の政令市と比較して高い時期が長く続いていたため、その財源である市債の人口1人当たりの残高が20の政令市中最も高くなっており、その償還に係る公債費も高止まりをしておりますとして、後年度の本市の財政負担をもたらした公共事業を批判してきました。しかし、本市は聖域なき改革と言いながら、市民生活に身近な施策は削減する一方、無駄な大型事業は温存しています。

赤字のひびきコンテナターミナルへの税金投入、また、AIMビル開業以降、キプロへの事実上の経営支援を行ってきました。市民生活に直結する予算を削り、大型開発を温存する姿勢は、優先順位を誤ったものです。このような無駄な大型事業への税金投入はやめるべきです。

あわせて、下関北九州道路について述べます。

昨年末の記者会見において、都市計画決定された下関北九州道路について、市長は多額の地元負担が見込まれることへの認識を問われ、まだ事業手法が決まっていないので、それを見ながらどういう内容になっていくかというのを国の方針を受け止めながら、しっかりと考えていくことが大切だと答えています。しかし、事業の必要性や効果について市民に明らかにするための検討もいまだに行われず、市民への説明責任を果たしているとは言えません。本事業について、国の審議会でも、大幅に上がる見込みの事業費に見合う価値があるのかの検討が必要との意見が出ており、経済波及効果等の検討を市として責任を持って行い、市民に明らかにすべきであります。

次に、教育行政について述べます。

教育委員会所管の一般会計当初予算は、対前年度比で約28億円、3.5%増となっていますが、その多くは学校施設の老朽化対策、体育館エアコン設置等の国の補助制度を活用した施設整備費であり、子供たちにとって当然必要なものです。

その一方で、学力向上を最重点テーマに据え、A I型学習アプリに多額の予算を計上されています。これが子供たちの学びや発達に資するのか、I C T教育は教員の新たな業務負担につながるのではないかという点を含め、十分な検証が必要です。

今必要なのは、教職員の増員と少人数学級の拡充、特別支援学級の人的体制強化です。また、令和6年度は児童生徒の不登校、いじめが前年度よりさらに増えています。スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの正規職員化など、子供たちに寄り添った対策と教職員の働き方改善が急務です。

次に、部活動の地域展開について述べます。

中学校生徒数の減少で、学校単位では部活動が維持できない状況や、教員の顧問体制の困難により、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、本市も令和9年9月までに国の指針に沿って地域の団体が運営主体になる地域クラブ展開を進めるとしています。

しかし、市内にある700の部活動のうち、現在では96のクラブしか立ち上がっておらず、受皿の整備が進んでいません。このままでは大半の部活動が解散に追い込まれることも考えられます。さらに、事故時のみならず、あらゆる場合での責任主体を明確にしないまま、地域展開の見切り発車は時期尚早です。

次に、学校給食について述べます。

我が党は、これまで憲法26条が保障する教育の無償の一環として、質の向上をセットに、学校給食の無償化実現を市民や市民団体と共に市長に求めてきました。市長は、給食費はそのままとしていた公約を撤回し、小学校、特別支援学校小学部を無償化する予算を提出しました。このことについては歓迎しますが、財源については全て国からの交付金であり、市独自予算は

ゼロです。

さらに、教育委員会は財政・変革局に中学校、特別支援学校分の予算要求もしていませんでした。そこに市の姿勢、教育委員会の姿勢が見えます。

今、多くの自治体が中学校給食について、自治体独自で無償化実現に向け予算を割こうとしています。本市も義務教育は無償とした憲法どおり、中学校、特別支援学校も含めて無償化すべきです。また、アレルギーや不登校などの理由で給食を食べられない子供がいる世帯に対し、給食食材費相当分を給付すべきです。

子供の不登校がきっかけとなり、保護者が離職するなどで収入が減る一方で、食事や外出、学びなどの支出が増え、経済的困難に直面している実態があります。給食を食べられないことは子供の責任ではありません。それにもかかわらず、保護者が経済的負担を負い続ける現状は不公平です。

国の方針では、アレルギーなどで食べられない子供たちへの対応は自治体に委ねるとしています。教育を受ける権利の保障として、給食食材費相当分を給付する制度を令和8年度当初から市の責任で実施すべきです。

次に、区役所の税務課廃止について述べます。

本市は、市税事務所の改革として新年度8,900万円の予算を計上し、今年秋から5つの区役所の税務課を廃止、業務を東西の市税事務所に集約する計画です。門司区や小倉南区の市民は小倉北区へ、若松区、戸畑区、八幡東区の市民は八幡西区へ出向かなければならず、市民負担は明らかに増えることとなります。

当局はテレビ会議システムで対話ができるとしていますが、対面対話で税務相談がなくなり、市民サービスの後退は明らかです。しかも、2008年、我が党の本会議での質問に対して当時の財政局長は、市民税は来庁機会が多いため区役所で対応すると答弁しており、今回の方針は明らかに議会答弁に反する重大な問題です。

この方針をX会議で確認し、僅か1回常任委員会で議論しただけで予算計上するというやり方は、議会軽視にほかなりません。しかも、市民サービスを後退させる方針を、市民の意見も聞かないまま一方的に進めることは許されません。今回の5つの区役所での税務課の廃止は撤回すべきです。

次に、公文書管理行政について述べます。

公文書は、公文書等の管理に関する法律第1条の目的に、民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源とあるとおり、行政のものではなく、市民の財産です。初代門司駅遺構をめぐって遺構保存か破壊か、最終的には公共施設建設を優先するという重大な意思決定が行われましたが、議論を重ねたとされる協議についての記録が作成されていません。

本市は公文書管理について、意思決定過程や実績を検証可能な形で記録する文書主義の原則は重要である、情報公開審査会の附帯意見を真摯に受け止め、今後はなお一層適切な行政文書

の作成が必要と明確に答弁しました。

ところが、都市戦略局は、関係者が一堂に会して議論を重ね、情報共有できたため、協議録の作成はなく、進捗に合わせ、本会議や常任委員会において説明、報告をしたとの答弁を繰り返しており、総務市民局もそれを不適切ではないとしています。公文書は検証可能な形で記録するとの答弁と明確な矛盾があります。市民の信頼を回復するためには、公文書管理条例、第三者チェック、意思決定過程の記録を制度として確立することが必要です。

次に、地球温暖化を防止する本市の対策について述べます。

豪雨などの災害の多発、干ばつなど世界中で気候変動が原因と見られる深刻な被害が発生しています。日本における脱炭素、脱原発と脱温暖化を専門的視野から提言する研究者のグループである未来のためのエネルギー転換研究グループは、グリーントランジション2035で、日本政府の2030年度の目標は、国際的な最低要請水準を大きく下回るものであるとしており、本市の中間目標は、極めて不十分な日本政府の目標を僅か1ポイント上回るものでしかありません。本市が2021年6月に発した気候危機非常事態宣言で示した、環境と経済の好循環によるゼロカーボンシティ実現に向け意欲的な目標設定と、それにふさわしい取組が求められており、本市の対応は極めて不十分です。

次に、議案第2号、令和8年度北九州市国民健康保険特別会計予算及び議案第19号、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算について述べます。

政府は、こども未来戦略「加速化プラン」を掲げ、異次元の少子化対策を打ち出し、現役世代の負担軽減を口実に、4月から被用者保険や国民健康保険、後期高齢者医療制度など、全ての医療保険に子ども・子育て支援金を上乗せして徴収します。さらに、令和8年度から3年間かけ、それが段階的に引き上げられることになっています。税でも保険料でもない新たな負担を公的医療保険に紛れ込ませるという極めて筋違いの制度です。

令和8年度国民健康保険の1人当たりの保険料は11万1,308円の過去最高額、令和8年度、令和9年度後期高齢者医療の1人当たりの保険料も10万2,077円と、1万1,650円増の過去最高額となります。

医療と無関係の政策を保険料に上乗せする必然性はなく、制度の枠組みをねじ曲げて新たな負担を課す今回の方式は合理性を欠き、深刻な欠陥を抱えています。これが前例となれば、医療と無関係な政策にまで保険料を流用させる危険があります。受診抑制に拍車をかけるこれ以上の負担増は到底許されません。よって、この議案に反対するものです。

次に、議案第38号、北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正に関し、地域限定保育士について述べます。

本来保育士は、短期大学や大学等で専門知識と実習を積み、子供の発達や安全、福祉について体系的に学んで取得する国家資格です。現場に保育士が足りないからといって、資格取得の在り方を事実上緩和することが子供の最善の利益につながるのでしょうか。

本市は保育士不足について、他都市と同様に保育士の確保が課題となっていると言いますが、その背景には低賃金や重い業務負担など処遇の問題があり、その改善こそが本質的な課題です。賃金水準が多職種より低く責任が重い、だからこそ短期間での離職が続いているのではありませんか。安易な制度で穴埋めするのではなく、処遇改善と持ち帰り仕事の多い働き方の改革こそ根本的な解決策です。

子供たちは保育園での遊びの中で成長します。その安全・安心の環境の専門性を持って提供するのが保育士です。本議案は保育士の専門性を軽視するものであり、反対するものです。

最後に、議案第45号、北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について述べます。

この議案は、国の給特法を受け、主務教諭を新たに位置づけるものです。学校運営の中核を担う教員の役割を明確化する一方で、業務量の増大を正当化し、結果として管理職の役割と現場業務の板挟みを生む結果となっています。

教職員の処遇改善は、役職と手当の付け替えではなく、業務削減と人員増によって労働時間の短縮による負担軽減により、教育に携わる全ての人々が安心して働ける体制をつくることです。よって、本議案に反対します。

反対討論の結びに申し上げます。

今、日本の政治は財界、大企業の利益を最優先するとともに、トランプ政権に国連憲章違反のイランへの先制攻撃を何ら批判できないなど、アメリカ言いなりの高市内閣の下、日本国憲法をないがしろにして、平和と暮らしを脅かす暴走が一層あらわになっています。それは、住民の福祉の増進を本来の役割とする、本市をはじめとした全国の自治体にも深刻な影響をもたらすものです。

我が党市議団は、憲法の理念を社会の隅々まで広げ、平和と暮らしを守り、市民が主人公の市政実現を目指し、新たな共同と連帯を広げるために全力を挙げることを表明し、反対討論を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）日本維新の会の有田絵里です。会派を代表して、議案第1号、令和8年度北九州市一般会計予算に賛成し、賛成討論を行います。

日本維新の会会派は、令和7年12月議会において提案された重点支援地方交付金を活用した施策について、特に事務経費の高さに課題があると考え、一般会計補正予算に対して反対の立場を取りました。今回の議案においても基本的な問題意識は変わっておりません。

現在、本市の物価高対策は、商品券などの消費喚起策である経済対策が中心となっており、10億円の事業費のうち3億円は経費としてかかるということで、十分検討の余地があると考えています。一方で、ほかの政令指定都市や福岡県内の自治体においては、水道料金の減免など、低い事務経費で効率よく合理的に市民への直接的な生活者支援が実施されている状況も見

られます。

そうした中で、本市の支援の在り方について疑問を持つ市民の声が多く寄せられていることも踏まえ、今後の施策については改めて検討していく必要があると考えます。

一方で、物価高騰が続く中、何らかの形で中小企業や経済対策を講じる必要があることもまた事実であり、今回の施策については、現時点で取り得る対応として一定の役割はあるものと考え、本議案には賛成するものであります。

その上で、今後に向けて申し上げます。

今回の重点支援地方交付金については、今後の活用が検討される余地が残されていると認識しております。今後の一般会計補正予算などにおいて新たな支援策を検討する際には、市民生活の実情を踏まえ、生活者支援の観点からの施策についても十分に検討していただきたいと考えます。

また、今後も国から重点支援地方交付金が交付される可能性がある中で、市民に公平に、そして、迅速に支援を届けるためには、制度としての備えが重要であると考えます。例えば、水道料金の減免のように、需用費に対して低い事務経費で、なおかつ、生活者は申請を必要とせず、ほとんどの世帯に確実に支援が届く仕組みは、物価高対策として非常に有効な手法の一つであると考えます。しかしながら、本市においては現時点でその実施に必要なシステムが整備されておらず、実行するためにシステム改修に半年はかかるということで、迅速な対応は困難であるとの説明もなされています。

であるならば、将来の物価高騰局面に備え、こうした支援が必要となった際に速やかに実施できるよう、水道料金減免を可能とするシステム改修について、一般財源の活用も含めてあらかじめ検討を進めておくべきではないでしょうか。必要なときに必要な支援を無駄なく市民に届ける、そのための制度を先を見据えて今から整えていくことが、より効果的な支援につながるものと考え、以上、賛成討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）次に、53番 柳井議員。

○53番（柳井誠君）緑の風、柳井誠です。会派を代表し、議案第1号、令和8年度一般会計予算案のうち、門司港地域複合公共施設整備事業に関わる予算について反対の立場から討論をいたします。

門司港地域複合公共施設の問題は、単なる施設整備の問題ではありません。本市に限られた財源をどう使うのか、人口減少時代にどのような公共施設の姿を描くのか、そして、地域の歴史や文化をどう未来へ引き継ぐのか、本市の姿勢そのものが問われている問題です。

まず、財政の問題です。本事業は当初計画から大きく膨らみ、今後も維持管理費や修繕費など将来にわたる市民負担が続きます。門司区の将来推計人口を見ても、この規模、この内容が本当に実情に見合っているのか、厳しく見なければなりません。最少の経費で最大の効果を上げるといふ自治体運営の原則に照らして、なお疑問が残ります。

次に、旧門司駅遺構をめぐる問題です。この場所には初代門司駅に関わる貴重な歴史が眠っていました。ところが、十分な調査、記録保存、専門家の意見聴取、市民への説明が尽くされたとは言えないまま事業は進められました。歴史や文化は一度壊せば元には戻りません。開発と保存の両立を真剣に探るべき局面で、本市の対応はあまりにも拙速であったと言わざるを得ません。

そして、この問題の根底にあるのが文書なき行政です。行政が何を決め、なぜそう判断したのか、その過程をきちんと記録に残し、後から検証できるようにすることは、民主主義の最低限の土台です。武内市長も就任記者会見で、政策の決定過程や検証過程も含めてオープンにしていくことを大切な柱にしたいと明言されました。

ところが、門司港の問題では、協議や判断の過程が十分に可視化されておらず、市民も議会も検証しにくいままです。つまり、歴史を残すべき行政が自らの意思決定の歴史を残していない、このことは極めて重いと申し上げなければなりません。

まちづくりとは、建物を建てることだけではありません。その土地の記憶を受け継ぎ、市民に説明できる形で進めてこそ、将来に誇れる公共事業になります。門司港で今問われているのは、箱物の是非にとどまらず、本市がどのような民主的手続で町をつくっていくのか、その基本姿勢です。今必要なのは、一旦立ち止まり、規模、内容、財政負担、そして、意思決定過程を改めて検証することだと考えます。

以上の理由から、本予算案のうち門司港地域複合公共施設整備事業に関わる予算に反対し、討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

委員長から報告のありました議案47件のうち、まず、議案第3号から7号まで、9号、10号、12号から15号まで、17号、18号、20号、21号、23号、24号、29号から34号まで、41号から43号まで、46号、49号、50号、54号、65号及び66号の32件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、議案32件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、8号、11号、16号、19号、22号、25号から27号まで、36号、38号、39号、45号及び48号の14件について、一括採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。委員長の報告は、いずれも原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、議案14件は、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号について採決いたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第48 議案第67号及び日程第49 議案第68号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

○市長(武内和久君) ただいま上程されました議案について御説明いたします。

まず、人権擁護委員候補者の推薦については、委員のうち6名が本年6月30日に任期満了となることに伴い、その後任候補者として、議案に記載の者を法務大臣に推薦するためのものがあります。

次に、北九州市固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員のうち3名が本年3月31日に任期満了となることに伴い、その後任として、議案に記載の者を選任するためのものです。

以上、上程されました議案について提案理由の説明をいたしました。よろしく御審議いただきまして、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(中村義雄君) 質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案2件については、委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。

議案2件について、一括採決したいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案に同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、本件は、いずれも原案に同意することに決定いたしました。

次に、日程第50 小倉北区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区選挙管理委員並びに同補充員

の選挙を行います。

本選挙は、ただいまの4区について、それぞれ委員4名、同補充員4名を選挙するものであります。なお、任期の起算は、令和8年4月1日からでありますので、申し添えます。

お諮りいたします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

小倉北区ほか3区の選挙管理委員並びに同補充員を、お手元配付の名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました32名の方を本選挙の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第51 議員提出議案第2号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、15番 西田議員。

○15番(西田一君)ただいま議題となりました議員提出議案第2号、北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員会の委員の定数変更に関する決議について申し上げます。

北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員会は、空港の発展に向け調査研究を行うため、委員の定数を9人として、令和7年10月に設置しました。その後、本年2月に会派の構成に変更があったことから、議案書に記載のとおり、調査特別委員会の委員定数を10人に変更するため、この議案を提案するものです。

よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長(中村義雄君)質疑の通告がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

討論の通告がありませんので、ただいまから採決に入ります。本件については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ここで北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。北九州空港機能強化・利用促進等調査特別委員に伊崎大義議員を指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第52 議員提出議案第3号から、日程第60 議員提出議案第11号までの9件を一括して議題といたします。

まず、議員提出議案第3号及び4号の2件について、提案理由の説明を求めます。議会運営委員長、15番 西田議員。

**○15番（西田一君）**ただいま議題となりました議員提出議案第3号及び第4号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第3号、中学校給食費の無償化を国の制度として早期に実現すること等を求める意見書について申し上げます。

物価高騰が長期化する中で、とりわけ中学生を抱える家庭では、成長期の子供を支えるための食費負担が大きく、給食費は家計に重くのしかかっています。本市では、国の制度に合わせて小学校給食費の無償化が進められていますが、中学校給食費については物価高騰分の一部支援にとどまっています。しかし、全国では既に多くの自治体が小・中学校ともに給食費無償化を実施しており、福岡県内においても複数の自治体が中学校給食費の無償化に踏み出しています。本来、学校給食費の無償化は、地方自治体の財政努力に委ねられるべきものではなく、国が制度として全国一律に実施すべき課題です。よって、国会及び政府に対し、学校給食を義務教育を支える不可欠な教育施策として位置づけ、中学校給食費の無償化を国の責任において早期に実現することなどを要請するものです。

次に、第4号、地域医療と介護を守り、物価高から国民の暮らしを守るための施策の強化を求める意見書について申し上げます。

物価高騰が長期化する中、食料品や光熱費の上昇は家計だけでなく、医療機関や介護事業所の経営にも甚大な影響を及ぼしており、地域における医療・介護提供体制の維持は、深刻な危機に直面しています。政府は2026年度に介護報酬の期中改定を実施し、介護職員等の処遇改善として介護従事者全体を対象に月1万円程度の賃上げを行うなどの措置を示しています。これは一定の前進ではあるものの、物価高騰と深刻な人手不足が続く現場の実態から見れば、危機を打開するには不十分と言わざるを得ません。本市においても、高齢化の進行に伴い医療・介護需要の増加が見込まれており、地域に根差した医療・介護提供体制を守ることは極めて重要です。よって、国会及び政府に対し、物価高騰や人件費上昇を十分に反映した診療報酬及び介護報酬の引上げを行い、医療機関や介護事業所の経営を支えることなどを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第5号及び10号の2件について、提案理由の説明を求めます。47番 伊崎議員。

○47番（伊崎大義君）ただいま議題となりました議員提出議案第5号及び第10号について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、第5号、首都圏に集中する政府関係機関の地方移転の推進に関する意見書について申し上げます。

地方創生という言葉が登場して久しいですが、いまだ大企業の本社と並び、政府関係機関の多くが首都圏に集中して立地しております。2016年以降、政府関係機関の地方移転を推進すべく、中央省庁7機関、研究、研修機関等23機関50件の計57件の地方移転に関する取組が決定されました。しかしながら、2023年に文化庁の京都府移転が実現した後、新たな地方移転についての議論は停滞しております。また、実際に地方へ移転した政府関係機関もほとんどが支部や研修機関等にすぎず、本部はいまだ首都圏に立地しており、東京一極集中の是正という当初の狙いを達成できたとは言い難い状況です。情報通信技術の進展や交通手段の多様化によりコスト面も抑えられるようになった今こそ、改めて各自治体の提案を募集し、力強く検討を進めるべきと考えます。よって、政府に対し、首都圏に集中する政府関係機関の地方移転のさらなる推進を強く要請するものです。

次に、第10号、公職選挙法の制度的整合性の確保及び見直しを求める意見書について申し上げます。

近年、情報通信技術の進展により、選挙を取り巻く環境は大きく変化しております。しかし、公職選挙法はその都度の改正を積み重ねてきた結果、媒体や形式ごとの規制が複雑に入り組み、有権者にとって分かりにくい制度となっております。例えば、ショートメッセージは送信が制限される一方で、同様の機能を持つSNSのメッセージは可能とされているほか、いわゆる二連ポスターなど、形式の違いによって実質的に同様の効果を持つものの扱いが分かれている事例も見られます。こうした状況は、有権者や候補者だけでなく、自治体の職員にとっても判断を難しくする要因となっております。よって、国会及び政府に対し、公職選挙法について、媒体や形式の違いにとらわれず、実態に即した分かりやすい制度となるよう、規定全体の整合性を検証し、公正で実効性のある制度へと見直すことを要請するものです。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第6号、8号、9号及び11号の4件について、提案理由の説明を求めます。46番 大石議員。

○46番（大石正信君）ただいま議題となりました議員提出議案第6号、8号、9号、11号、以上4件について、一括して提案理由の説明を行います。

まず、議案第6号、消費税減税を含む税制の見直しについて国会での議論を求める意見書に

ついてです。

長引く物価高騰により食料品や光熱費が上昇し、市民生活は深刻な影響を受けています。賃金や年金の伸びが物価高騰に追いつかず、年金生活者や低所得世帯、中小事業者の負担は増大しています。総選挙でも消費税負担軽減を求める声が広がり、減税は重要な政策課題となっています。消費税は低所得者ほど負担が重い税制であり、特に生活必需品への課税軽減は切実な要求です。この問題は国民の関心が高く、国会で十分に議論されるべきです。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、物価高騰から国民生活を守るため、消費税減税を含む税制の見直しについて、速やかに国会で議論することを求めるものです。

次に、議案第8号、憲法第9条の平和主義堅持を求める意見書について述べます。

さきの衆議院総選挙を受け、憲法改正に関する議論が重要な課題となっている中、自民党は改憲の早期実現を掲げています。憲法改正は国会の3分の2以上の賛成と国民投票を必要とする極めて重い手続であり、慎重な議論が求められています。日本国憲法第9条は戦争の惨禍を繰り返さない決意の下に定められ、日本の平和主義の象徴として国際的信頼を築いてきました。本市も原爆投下の標的とされた歴史を持ち、戦争の脅威は極めて切実な問題です。憲法は最高法規であり、改正は一時的な多数ではなく国民の十分な理解と合意の下で進められるべきものです。平和で安定した社会は地域の基盤であり、将来世代へ継承する責任があります。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、1、憲法第9条に示された平和主義を堅持すること、2、改憲論議は国民的合意の下、慎重に進めること、3、日本が平和国家としての信頼を維持できるように外交努力を一層強化することを求めるものです。

次に、議案第9号、米国及びイスラエルによるイランへの先制攻撃の中止と国際法の遵守を求める意見書についてです。

2026年2月、米国及びイスラエルがイランに対し軍事行動を開始し、当事国であるイスラエル自身が先制攻撃であることを認めています。国連憲章は武力行使を原則禁止しており、今回の行動は国際法の根幹を揺るがす重大な問題です。本来、この攻撃は国際法の観点から厳格に検証されるべきであり、直ちに軍事行動の中止が求められます。これまで日本は法の支配、力による現状変更は許さないとの立場を国際社会で表明してきました。こうした原則に基づき、武力によらない平和的解決を追求すべきです。中東地域では子供を含む多くの民間人の犠牲が拡大し、戦火拡大の危険が高まっています。戦争を止めるためには、先に武力を行使した側の即時中止要求が不可欠です。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、1、米国、イスラエルに対し、イランへの軍事行動の即時中止を求めること、2、国連憲章、国際法の厳格な遵守を各国に求める明確な立場を示すこと、3、武力によらない、外交的解決へ向け国際社会と連携して働きかけること、4、中東地域の戦火拡大防止の外交努力を強化することを求めるものです。

最後に、議案第11号、殺傷兵器の輸出拡大に反対し、武器輸出三原則の理念に立ち返ること

を求める意見書についてです。

政府は武器輸出三原則を転換し、防衛装備移転三原則の下、規制緩和を進め、殺傷能力のある武器輸出を可能とする動きを強めています。戦闘機や誘導弾の輸出や紛争当事国への輸出容認は、日本が紛争に関与する重大な危険を伴います。武器輸出三原則は憲法9条の平和主義を具体化した国是であり、日本の国際的信頼の基盤でした。武器輸出の拡大は紛争の激化や長期化を招き、平和国家としての立場を損なうものです。自治体としても、市民の命と暮らしを守る立場から、この政策転換に異議を表明する責任があります。よって、本市議会は、国会及び政府に対し、1、殺傷能力を有する武器、防衛装備品の輸出を行わないこと、2、防衛装備移転三原則のさらなる緩和、拡大、特に5類型撤廃を中止すること、3、戦闘中の国や紛争当事国への武器、関連技術の輸出を一切認めないこと、4、武器輸出三原則の理念に立ち返り平和主義を堅持することを求めるものです。

以上、よろしく御審議のほど皆さんの御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）次に、議員提出議案第7号について、提案理由の説明を求めます。33番 小宮議員。

○33番（小宮けい子君）ただいま議題となりました議員提出議案第7号、えん罪の防止及び被害者救済のための刑事、再審制度の抜本的改革を求める意見書について、提案理由の説明を行います。

えん罪は、無実の市民の尊厳と生活基盤を根底から破壊するものであり、国家による重大な人権侵害です。刑事司法への信頼を回復するためには、えん罪を未然に防ぐ取調べ制度の改革と、えん罪被害者を確実に救済する再審制度の抜本的見直しを一体的に推進することが不可欠です。現在、政府において刑事訴訟法の改正に向けた検討が進められ、本年2月に法制審議会から法整備に係る要綱が答申されていますが、取調べ時の弁護人の立会いが明記されないなど、国際的な人権水準からも大きくかい離しています。よって、国会及び政府に対し、えん罪を未然に防ぐ取調べ制度に向けた改革として、法制審議会の要綱をさらに進め、取調べの録音、録画の対象を全ての事件に拡大するとともに、あわせて、取調べ時の弁護人の立会い権を法律で明記することなど、自白に過度に依存しない刑事手続への制度改正を行うことなどを要請するものです。

以上、よろしく御審議の上、皆様の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

○議長（中村義雄君）ただいまから質疑に入ります。56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）日本維新の会の有田絵里です。それでは、議員提出議案第4号、地域医療と介護を守り、物価高から国民の暮らしを守るための施策の強化を求める意見書について質疑いたします。

まず、前提として、地域医療構想について簡単に御説明させていただきます。これは、今後の人口減少や高齢化の進展を見据え、将来必要となる医療の量や内容に応じて地域ごとに医療機能を適切に配置していくための取組であり、必要な医療を持続可能な形で提供していくための再配置の考え方であると認識しています。

この議論については、医療を減らすかどうかではなく、将来にわたってどうすれば医療を守り続けられるのかという観点で行うべきものと考えます。そして、地域医療を守ることの重要性については、私も全く同様の認識でもあります。

その上でお尋ねいたします。

本意見書においては、医療・介護現場への支援や処遇改善の必要性が示されておりますが、一方で医療機能の再配置や役割分担といった視点については、特段の言及がないように受け止めております。提案会派として、医療機能の再配置そのものについてはどのようにお考えでしょうか、お示しいただければと思います。

以上で第1質疑とさせていただきます。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）御質問ありがとうございます。

まずもって、意見書の最終文案が遅れましたことについては、各議員に大変な御迷惑をおかけしたこと、これはまずもっておわびさせていただきたいなと思います。

御質問の内容ですけれども、本意見書は現場の危機的状況をまず踏まえたもの、そして、その必要な施策の方向性を国に求めるものであります。決してこの地域医療構想そのものを否定するものではないということであります。

現在、医療機関や介護事業所は、物価高騰と人手不足によって経営がひっ迫しておると、このことは有田議員も重々理解をいただいていると思いますけれども、このままでは地域医療、それから、介護体制そのものが維持できなくなるというおそれがあるということであります。その意味を持ちまして、これは新たな負担の議論、その前に社会基盤を維持するための必要不可欠な投資、これを求めるものであります。したがって、医療構想そのものを否定するものではないということについて答弁とさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。改めて御確認させてください。すごく丁寧にまずは御答弁いただき、ありがとうございます。改めて、端的に大丈夫です。医療機能の再配置について必要とお考えでいらっしゃるかどうかというところをまず教えてください。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）再配置というものについて、例えばどういうことか教えていただけますか。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。医療の再配置ということに関しましては、議場の皆様ももちろん御存じでいらっしゃると思うんですけれども、例えば大型の病院が3つあるとします。この再配置というのは、全ての病院で基本的には同じように急性医療だったりだとか、あとは一般的な医療、リハビリとか全て大きな病院でできるようになっておりますけれども、それを地域の中でその病院ごとに機能を分配していこうということが、これが医療の機能の再配置だと思います。例えば、Aの病院では救急、重症に特化、Bの病院だったらリハビリ中心、Cの病院は慢性期、在宅支援をするなどして病院の役割を分散する、今専門医師や看護師さんがそれぞれの病院に分散していると思うんですけれども、それを必要な病院に配置して、効率よく医療の質を担保して、地域全体に必要な医療を無駄なく提供していくというのがこの内容だと考えております。それについてどうお考えでいらっしゃるかというのを改めて伺いできればと思います。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）地域医療構想の中にも地域で議論すべき問題があると書かれておりますよね。この構想そのものを否定するものではないということについては、地域の再配置ということについても、そのものを否定するものではないと理解していただければいいと思います。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。再配置に関しましては否定するものではないと御答弁いただき、ありがとうございます。ただ、その認識がある中で、本意見書にその視点というのが示されていない点については、どのように整理されていらっしゃいますか。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）なるべく簡潔にしたいというのが意見書の中身でありまして、それで具体的に議員の皆さんにお示しをして、その中から合意できるものを見いだしていくと、最後まで努力した結果だと思っております。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。

次の質問をさせていただきます。本意見書では処遇改善など資質の拡大も求めていらっしゃるんですけれども、構造的な見直しを伴わずに医療提供体制を維持する場合の財源や人材確保につきましては、どのようにお考えでいらっしゃいますか。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）まさにそこが本質であろうかと思えます。そういう構造的な見直しそのものが不可欠ですよということでありまして、まず、財源については、これはもう国において責任を持って検討されるべきだと考えますし、少なくとも現状のままではもうこの制度は維持できないんですよということ、この認識に立って対応を国に求めるということでございます。以

上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。本当に本質的な部分ということをおっしゃっていただいてありがとうございます。国の責任というところ、すごく大事なところだと思うんですけども、この本意見書としては資質を求めている、ですが、財源の裏づけがないまま資質拡大だけを求めているという点については、改めてどのように整理されているのか、具体的にお答えください。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）これは、やっぱり新たな負担、これを議論する前に、これは社会基盤を維持するための必要不可欠な投資であるということをお求めということでありますので、よって、財源については国において責任を持って検討されるべきという結論に至っております。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。国できちんと議論されるべき内容であるということは、重々承知ではありますけれども、やはり今回の内容に関しましては、あくまで資質拡大を求める、その中でしっかりと構造についても話し合っていくべき内容だと思いますので、改めて質問させていただきました。

さらに、質問、確認をさせてください。地域医療を守るという観点においては、守るべき対象は医療機関そのものなのか、それとも医療機能なのか、医療機関もしくは医療機能なのか、どのようにお考えでいらっしゃるか、改めてお考えをお示しください。

○議長（中村義雄君）44番 山内議員。

○44番（山内涼成君）それはもう両方だと思います。医療機能を守るということは、医療機関を守ることであるだろうし、そこが一番疲弊をしているということがこの問題の一番重要課題であると認識をしております。以上です。

○議長（中村義雄君）56番 有田議員。

○56番（有田絵里君）ありがとうございます。ということであれば、再配置に関してはあくまで否定しない、でも、資質だけは求めていく、そこに関して、再配置に関してはしっかりと進めてくださいというふうな視点がきちんと示されていない、私は本意見書ではそのように受け止めておりました。

今回お話を聞いた中でも、医療機能の再配置についてきちんとこの中で説明がなされていない点に関して、特に私は疑問を持って今回の質問に立たせていただいております。この制度設計について、今の医療機能の再配置や制度設計について明確な方向性というのがやはり示されていないなど私は改めて受け止めました。

地域医療を守るという点につきましては一致しているんですけども、その手段として構造

的な見直しの視点が私は十分に示されていないまま、この意見書が提出されているのではないかなと感じております。国においては、病床機能の見直しなど、持続可能な医療提供体制に向けた議論というのが進められております。こうした視点を欠いたまま資質の拡大のみ求めてしまうことというのは、結果として医療制度の持続可能性を損なうおそれがあると私は考えております。

地域医療というのは、感情だけでは守れないと思っております。持続可能な仕組みをしっかりと構築してこそ、将来にわたって守り続けることができると考えております。したがって、改めて議論を通して、本意見書につきまして日本維新の会会派としては反対の立場を表明させていただいて、質疑を終わらせていただきたいと思います。質問にお答えくださりありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（中村義雄君）以上で質疑は終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案9件については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決定いたしました。

ただいまから討論に入ります。54番 村上議員。

○54番（村上さとこ君）緑の風、村上さとこです。会派を代表し、討論をいたします。

初めに、議員提出議案第3号から9号及び11号について、それぞれの趣旨に賛同し、賛成することを申し上げます。

次に、議案第10号ですが、公職選挙法が分かりにくく、現場で判断に迷う場面があるという問題意識については、理解、賛同するものです。しかし、制度の見直しは単なる利便性や時代への対応にとどまるものではなく、選挙の公正、機会の平等、そして、有権者保護をしっかりと確保することを前提に行われるべきであります。本意見書は、見直しの必要性そのものは述べておりますが、その見直しが制度の整理、明確化を求めるものなのか、規制の緩和を含むものなのか、あるいは新たな対応を求めるものなのか、その方向が明確ではありません。SNSなどの扱いについては、見直しの方向によっては、なりすまし、偽情報の拡散、大量送信、さらには、資金力や組織力の差の拡大につながるおそれもあります。

また、二連ポスターの問題についても、現行制度の整理を見直すとしても、それが事前運動規制の実効性を高める方向なのか、逆に、事前周知を広げる方向なのか、この意見書の文面からは十分に読み取れないと考えます。

したがって、本意見書の趣旨には一定の理解を示すものの、この文面のままでは賛成することは難しいため、会派としては反対をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（中村義雄君）以上で討論は終わりました。

ただいまから採決に入ります。

まず、議員提出議案第3号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第4号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第5号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第7号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第8号及び9号の2件について、一括採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。ただいまから一括して採決いたします。本件については、いずれも原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、いずれも否決されました。

次に、議員提出議案第10号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第11号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立少数であります。よって、本件は、否決されました。

次に、議員提出議案第6号について採決いたします。本件については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

確認の結果、可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長において裁決をいたします。

議長は、否決と裁決いたします。よって、議員提出議案第6号は、否決されました。

次に、日程第61 請願・陳情の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、請願及び陳情の閉会中継続審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のあった請願5件及び陳情69件については、いずれも閉会中継続審査を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第62 所管事務の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、お手元配付のとおり、所管事務の閉会中継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。申出のとおり、閉会中の継続調査を承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第63 議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元配付の議員派遣一覧表のとおり、1件の議員派遣を決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認めます。よって、そのとおり決定いたしました。

次に、日程第64 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、12番 村上議員、53番 柳井議員を指名いたします。

以上で議事は終了いたしました。

これをもちまして令和8年2月北九州市議会定例会を閉会いたします。

**午前11時14分閉会**

令和8年度 予算特別委員会委員長報告

委員長 泉 日出夫

令和8年度予算特別委員会に付託されました議案47件について、審査の経過を報告します。

まず、議案第1号、一般会計予算について報告します。

財政の基本問題として、委員から、

- 予算編成において、各局の意見や現場にも目を向け、未来に続いていくものとされたい。
- 予算編成にあたっては、基金を活用して中学校給食無償化を実施するなど子供たちに焦点をあてたものにされたい。

等の意見がありました。

次に、歳入について報告します。

寄附金について、委員から、

- ふるさと納税について、ふるさと納税を活用した事業が分かるようにするなど、より寄附しやすい工夫をされたい。

との意見がありました。

次に、歳出について報告します。

議会費について、委員から、

- 他都市議会からの行政視察受入れにおいて、北九州空港の利用促進につながる取組を検討されたい。
- 議場モニター新設事業について、マルチモニター等の導入など、費用を抑えつつ、効果を高めることを検討されたい。

等の意見がありました。

次に、総務費について、委員から、

- ①公文書管理
- ②八幡東区役所の建て替え
- ③結婚や子供を持つことへのZ世代への意識調査
- ④空港アクセス鉄道における新幹線ルート
- ⑤空港アクセス事業
- ⑥本市に就職や留学する外国人を支援する政策の充実
- ⑦北九州国際映画祭の今後の在り方
- ⑧本市のスポーツ振興とプロ及び実業団等との連携
- ⑨迷惑行為に対する過料の強化
- ⑩市税事務所改革

等について質疑があり、当局から、

- ①公文書管理については、文書主義の原則は重要と認識しており、規則を制定し公文書管理をしている。都市戦略局の事案は、事業実施の方針決裁も情報公開請求に応じて公開しており、規則に基づく適切な対応と認識している。審査会

の附帯意見を踏まえ、文書事務の指針として規則の解釈と運用を作成、周知し、標準化を推進する予定である。適切な公文書管理に努め、市民への説明責任を全うしてまいりたい。

- ②八幡東区役所の建て替えについては、令和8年度予算において空調機器改修の実施設計等の関連予算を計上し庁舎機能の維持に努めており、大学生との協働による市民目線の庁舎改善も行っている。一方で地元住民から再整備の提言もあり、再整備を含めた検討時期にあると認識している。このため、関係部署で区役所を含む八幡東区の公共施設の在り方について協議を行っており、まちづくりに関する様々な観点から議論を進めてまいりたい。
- ③結婚や子供を持つことへのZ世代への意識調査については、価値観の多様化が進む中、結婚等は様々な意向があり取組を検討するには幅広い市民の声を丁寧に聞くことが大事である。Z世代を含めた市民の声を聴き、一人一人の結婚や出産などの希望がかなうまちの実現に向けた取組を着実に推進してまいりたい。
- ④空港アクセス鉄道における新幹線ルートについては、過去の検討では在来線による新門司ルートが最も採算性が良いとされたが、事業化には年間300万人の航空旅客数が必要であり、現在は200万人超で検討再開の方針である。加えて、人件費、資材高騰もあるが、将来に向けて、東九州新幹線整備の機運を高めつつ、着実に利用者の増加を図っていくことが重要であり、まずは、朽網駅特急ルートの利便性向上による旅客数拡大を図り、将来的な社会・経済状況などを総合的に見極め、引き続き考えてまいりたい。
- ⑤空港アクセス事業については、特急列車の朽網駅停車などにより利便性が向上し、利用圏域の拡大や利用者数の増加、国際線の増便、再開といった具体的な成果が出ている。これらの取組は、開港20周年を迎えた北九州空港をさらなる成長・飛躍へと導くものである。今後も空港アクセス強化に全力で取り組んでまいりたい。
- ⑥本市に就職や留学する外国人を支援する政策の充実については、北九州国際交流協会等と連携し、国籍を問わず安心して生活できる環境整備に取り組んでいる。本市は現在、外国人が急増しておらず、施策の拡充局面ではないが、外国人の受入れには不安を抱く方もいるため、不安に寄り添いながら顔の見える関係を築くため、地域の実情に合わせた交流が図れるような事業にも取り組んでまいりたい。
- ⑦北九州国際映画祭の今後の在り方については、掲示物等での周知については、情報発信のタイミングやどのような媒体で行うかをより効果的に行えるよう工夫してまいりたい。また、開催時期について、十分な周知のため、関係者との意見交換を行いつつ、開催時期の定例化に向けて検討してまいりたい。

- ⑧本市のスポーツ振興とプロ及び実業団等との連携については、本市のスポーツ推進計画に基づき、小中学生がプロ選手と直接触れ合いスポーツに親しむことができる取組や、実業団トップ選手による北九州マラソンでのイベント講師など、様々なスポーツ団体から技術や指導方法について協力いただくことにより、市民の方々に多様で質の高いスポーツ体験の機会を提供している。今後も関係団体等と連携し、スポーツ振興の取組を進めてまいりたい。
- ⑨迷惑行為に対する過料の強化については、過料の水準等は、その国の社会通念や他の行為内容の処分との均衡等を踏まえ定めるもので、慎重な判断が必要である。行政目的達成のための比例原則からも高額な過料の引上げは適当ではなく、実行性の点からも課題が多いと考えている。今後も迷惑行為防止の取組等を推進し、美しく魅力あふれるまちづくりに取り組んでまいりたい。
- ⑩市税事務所改革については、市民サービス向上と税務組織の持続可能性の両立を図る観点から居住区での手続を可能とした体制を確保した上で、5つの税務課を東西市税事務所に集約する予定である。市政だよりやホームページへの掲載、来庁者へのチラシによる案内など丁寧に周知、広報し、新しい体制へ円滑に移行できるよう努めてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 本庁舎の建て替えについて、前向きに検討されたい。
- 公共工事の発注が減少していることについて、その要因を検証されたい。
- 公共工事の品質確保及び安全対策の強化について、インフラ分野におけるDXの推進と技術者の人材育成の両面から、引き続き戦略的に取り組まされたい。
- 公共工事の安定的な発注の確保に努めるとともに、適正な工期設定や積算の見直しなど、市内の建設業の持続的な発展につながる取組を推進されたい。
- 公共工事におけるグリーンスチール活用の啓発に当たっては、CO<sub>2</sub>排出量削減に係る基準の明確化に努めるとともに、広く取組を周知されたい。
- 公共工事の発注については、地元中小企業の育成や地域経済の活性化という観点を踏まえて取り組まされたい。
- 建設業における担い手不足の状況を踏まえ、建設工事等について、週休2日を確保できるような発注に努められたい。
- 建設業における担い手の確保のため、賃上げ等の処遇改善が推進されるよう後押しされたい。
- 本市の建設工事を落札した地元企業が、国や県の総合評価方式においても評価を受けられるよう、本市の総合評価落札方式の内容について検討されたい。
- 本市の建設工事業者が十分な人員や機材を確保し、本市の災害時にも対応できるよう、公共工事の発注先は地元企業を中心となるよう工夫されたい。
- 企業誘致による今後の開発の見込みを関係部署と情報共有し、地元企業への

工事発注につながるような仕組みづくりを検討されたい。

- 保守・メンテナンスについて、ICTを活用して、技術力の向上の後押しとなるよう取り組まれない。
- 会計年度職員の休暇制度について、病気等の有給休暇も正規職員と同等期間とするよう改められたい。
- 週休日の時間外勤務について、振替取得を原則とし所属長が判断する運用状況であれば、条例上も明文化されたい。
- 公文書管理における研修について、政策決定層である市長、副市長、局長級の幹部も含めての実施を検討されたい。
- 公文書管理について、文書作成義務を明文化するため、条例制定を検討されたい。
- 区役所駐車場の管理について、有人管理とシステム化による無人管理の費用対効果を比較検討されたい。
- 区役所発・くらしアップ実感事業について、地域の実情に沿った取組となるよう支援されたい。
- 区役所建て替えについて、市民を中心としたものとするため、市民の声を拾い上げながら進められたい。
- 市長が出演する市の広報動画については、その出演基準などを慎重に検討されたい。
- 新ビジョンにおける施策の効果について、人口減少抑止や市民所得の向上などへの影響も検証されたい。
- 新ビジョンの進行管理について、関係者だけでなく誰もが検証できるよう、市民や議会に対し積極的に発信されたい。
- 今後の政策に生かすため、アンコンシャスバイアスを含めた意識調査を実施し分析されたい。
- 日本人の転入超過に向けた取組について、転入数が改善している年代へヒアリング等を行い政策に反映されたい。
- 女性の転出を防ぐため、製造業や建設業などでも活躍できる環境をつくり、PRをされたい。
- 首都圏関係人口創出・拡大事業について、一時的な交流人口増加だけではなく、定住や企業進出につながるようしっかりとビジョンを立てられたい。
- 首都圏関係人口創出・拡大事業について、プロモーションを行うにあたっては、人と人との交流を軸に取り組まれたい。
- メガリージョン推進事業における連携中枢都市圏の取組について、今後も北九州空港の利用促進や東九州新幹線の実現に向けた機運の醸成などに取り組まれたい。

- 空港アクセス鉄道については、局横断的に市役所が一体となって取り組まれない。
- 北九州空港の利用者増のため、滑走路延伸を機に空港アクセスの強化に努められたい。
- 北九州空港へのアクセスについて、引き合いが強いエリアについては柔軟に対応するとともに、関係局と連携し、自動運転バスを走らせるなど空港の魅力向上策を検討されたい。
- 国際線はアウトバウンドが重要であり、清州市についての周知が足りていないため、しっかりとPRするとともに、清州線の利用促進に努められたい。
- 広域集客促進事業について、事業効果の判断においては、成果目標を設定することを検討されたい。
- 市民が北九州空港に足を運ぶきっかけとなるような、継続的なイベント企画や広報活動を強化されたい。
- 北九州空港からの航空料金が、福岡空港に比べて割高にならないよう努められたい。
- 空港で働く労働者の待遇改善や働きやすい環境整備を促進されたい。
- 北九州空港20周年については、予算が少ないと感じるが、市民への還元と空港利用の魅力発信に努められたい。
- 北九州空港の海上空港という特性を活かし、護岸を有効に活用した、クルーズ船やシーアンドエアーの推進を検討されたい。
- 地元商工会議所などとの連携を強化し、北九州空港を利用する具体的なメリットを創出し、旅客増加に努められたい。
- 東九州新幹線の空港ルートについては、積極的な情報収集に努められたい。
- 北九州空港周辺に公園やイベントスペースを設置するなど、将来を見据えたまちづくりを検討されたい。
- 北九州空港の魅力向上のため、手軽で回転率の高い飲食店や、時間計算が容易なマッサージ店などのテナント誘致を検討されたい。
- 行政評価における指標設定について、事業の効果をより正確に測るため、対象範囲を限定するなど細かく設定されたい。
- 業務量調査による民間業務委託の推進においては、市民サービスの低下につながらないようにされたい。
- デジタル政策の推進において、インフラ系のデジタル人材の採用、育成も進められたい。
- 公共施設のオンライン予約システムの拡充について、現場が混乱することのないよう、市民センター館長や職員への周知・研修など細やかな対応をされたい。

- 公共施設のオンライン予約システムの拡充について、様々な媒体を利用し、市民へ周知されたい。
- A I 活用ナンバーワン都市推進事業について、A I の活用により市職員の労働時間の削減につながることもあるため、使用率を上げるよう研修等を進められたい。
- D X ウェルネス事業について、育成したデジタル支援の担い手が、どのように地域で活動していくのかまで検証されたい。
- システム基盤運用保守事業について、ランニングコストを減額できるように取り組まれたい。
- 多文化共生について、本市で真面目に働く外国人が安心して生活できるよう、相談対応などの支援にしっかりと取り組まれたい。
- 国際交流について、国際社会が緊迫化している状況ではあるが、姉妹友好都市との関係はこれからもしっかりと深めていかれたい。
- 国際交流事業について、本市の未来の友好関係につながるように、子供たちを含めた交流事業を進められたい。
- 海外プロモーション促進事業について、本市が大きな環境被害を克服した都市であることを発信し、市民所得の向上や雇用増加につながるよう進められたい。
- 海外プロモーション促進事業について、海外からの投資を呼び込めるよう、大連市などの姉妹友好都市との関係を生かして取り組まれたい。
- 埋蔵文化財センター移転に伴う城野遺跡の取り扱いについて、現在まで保存してきた意義を鑑み、今後もしっかり保存されたい。
- 北九州市文化財保存活用地域計画について、長年培ってきた文化や歴史を生かして人を呼び込めるような計画を策定されたい。
- 増え続ける埋蔵文化財の保存について、国等に働きかけるなど、持続可能な保存体制の構築に取り組まれたい。
- eスポーツに関して、事業として目指している成果をしっかりと意識されたい。
- 本市の強みである漫画やアニメなどクールジャパンコンテンツについて、公募したシナリオから漫画化され、さらに実写化につながるような仕組みを検討されたい。
- うたのまち北九州市について、歌のサークル等に所属していない市民でも気軽に参加できるような環境づくりに取り組まれたい。
- 北九州国際映画祭について、北九州に縁のある映画監督等も参加できるような仕組みを検討されたい。
- 北九州国際映画祭について、暫定でもよいので、パンフレット等により情報をこまめにいただきたい。

- 北九州国際映画祭について、季節の風物詩として認知度を高めるためにも、開催時期を統一されたい。
- プロスポーツチームの支援について、市税を投入するという意味からも、支援の基準やルールを策定されたい。
- 新門司グラウンドのクラブハウス建設において、スポーツ交流拠点としてのより良い活用を検討されたい。
- アーバンスポーツの聖地化については、民間主体の文化として根付かせるため、多様な主体を巻き込むとともに、強い牽引力を持って取り組まされたい。
- 競技スポーツとしての観点から、都市ブランド創造局におけるパラスポーツの位置づけを検討されたい。
- 北九州マラソンについて、若松区を走行ルートに加えることを検討されたい。
- 子供たちにスポーツに触れる機会を提供するため、市内のプロスポーツチームや実業団チームなどの競技団体との連携を深められたい。
- 北九州マラソンにおいて、ロードバイクや車いすでの参加について検討されたい。
- 体験型スポーツイベントについて、障害の有無にかかわらず、子供たちが一緒に体験できる取組を実施されたい。
- 周辺地区のにぎわい活性化のため、本城陸上競技場でギラヴァンツの試合開催を検討されたい。
- 安全・安心推進会議について、被害者視点の議論も必要であるため、犯罪被害者や被害者支援をされている方々の意見を取り入れられたい。
- 悪質な客引きについて、市民が利用しないよう啓発に力を入れられたい。
- 客引きゼロパートナーシップ北九州について、若者や女性が安心して楽しめる夜のまちとなるよう連携して取り組まされたい。
- ポイ捨てのない繁華街を目指すため、他都市での先行事例を参考にした取組などを検討されたい。
- 自治会の市政だより配布について、自治会の自主的な運用につながるため、チラシ封入による収益化を検討されたい。
- 認可地縁団体への変更について、手続きが煩雑で断念する団体もみられるため、寄り添った説明をするなど協力をされたい。
- 小さな思いやりに大きなありがとうキャンペーン事業について、地域活動への感謝の気持ちを見える形にし、これからの地域コミュニティに生かせるように取り組まされたい。
- 現場主導・課題即応型地域・人づくり支援事業について、地域のコミュニティ醸成にチャレンジする取組に対しては、積極的に支援されたい。
- 次の10年・地域づくり先行モデルプロジェクトについて、モデル地域の選定に

においては特性が異なる地域とするなど、10年先につながるようしっかりと取り組まれない。

- 市民センターのオンライン予約について、館長等への説明会実施にあたっては、減免の条件なども丁寧に説明されたい。
- 市民センターみんなのトイレ改修事業について、洋式トイレの設置率だけでなく利用者の利便性向上なども踏まえて改修順序を検討されたい。
- 市民センターの多目的利用について、市民センターと利用団体双方に利益をもたらす、地域コミュニティに還元できるようさらなる改善をされたい。
- 巧妙化する訪問買取の被害を防ぐため、高齢者に対する啓発など注意喚起をされたい。
- 区役所の税務課を東西市税事務所へ統合することについて、市民の意見聴取や周知などが不十分であるため、計画は見直されたい。
- 市税証明のコンビニ交付について、利用促進を図るため、分かりやすく周知するなど利用促進キャンペーンを行われたい。
- 窓口業務等における市職員へのカスハラについて、担当者が一人で抱え込まないように、複数で対応するなどの体制づくりを検討されたい。
- 市民課等関連業務事業について、業務委託の際には実情に沿った内容にするなど効率的な運用をされたい。
- お悔みコーナーのワンストップ化について、手続に関する負担軽減につながるため全区への展開を進められたい。
- コンビニ交付10円対応事業について、窓口業務の負担軽減のため、周知をしっかりと行いコンビニ交付率を増やされたい。
- 住民票のコンビニ交付について、手続ごとに住民票へのマイナンバー記載の必要性がわかる画面となるよう、国に要望されたい。
- 若者の投票率向上に向けた選挙カフェ事業について、若者自身が企画、運営できるようにしっかりと取り組まれない。
- 期日前投票について、利用者が増加しているため、投票がスムーズに行えるよう事務従事者の人員配置を検討されたい。
- 投票所について、空調設備が整った場所を選定するなど、事務従事者等の体調管理にも配慮されたい。

等の意見がありました。

次に、保健福祉費について、委員から、

①医療的ケア児への支援

等について質疑があり、当局から、

- ①多分野の関係機関等からなる北九州地域医療的ケア児支援協議会を設置し、実態把握、災害時の備えの支援、多職種連携に取り組んできた。さらに、令和8年度には、家族の負担軽減のためのレスパイト事業の拡充も予定している。

今後も医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、議論を重ね、支援体制の充実について取り組んでまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 保護司法等の改正を踏まえ、保護司への支援について、関係局や保護観察所とも連携を取りながら尽力されたい。
- 手話は一つの言語であるということを位置づけ、普及啓発を強化されたい。
- 医療的ケア児への支援について、行政の縦割りを超え、北九州モデルとして実効的な仕組みを構築されたい。
- 医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの供給不足を早期に解消されたい。
- 医療的ケア児支援法に基づき、本人・家族に寄り添った支援体制を拡充し、定期的な交流を通じて現場の困り事を把握し、伴走型で解決を図られたい。
- NUKUMORI PLUSプロジェクトについて、事業に期待しており、情報発信を行われたい。
- ケアマネジャーが一人で悩まなくていいよう、テクノケア北九州の周知を行われたい。
- テクノケア北九州について、過去の失敗及び成功事例を検証されたい。
- 障害者意思決定支援推進事業について、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、次年度以降の予算について再考されたい。
- 保健福祉課題×スタートアップ共創実証事業について、障害のある方の工賃は、自治体平均のはるか上をいく金額を目指されたい。
- 障害福祉サービスにおける有資格者を含むスタッフ不足に対し、国家戦略特区を活用した人員配置を検討されたい。
- 終活を行うにあたり市民が事業者を安心して利用できるよう、行政が監督責任を持つ仕組みを構築されたい。
- 終活支援については、地域包括支援センターなどと連携し、今後の国の法改正に迅速に対応できるよう準備を進められたい。
- 「ケイケン・タカラ」事業について、行政の知見をしっかりと生かして事業を組み立てられたい。
- 生涯現役夢追塾について、世代や職業を問わず、共通のゴールに向かって努力できる場としての支援を引き続き行われたい。
- 終活について、ホームページやパンフレットで分かりやすく啓発されたい。
- 人権意識調査の結果を踏まえ、市民一人一人の人権意識をさらに高める取組を行われたい。
- 全天候型の人工芝である穴生ドームを多くの方に利用していただけるよう、人工芝の張替えも検討されたい。
- 子供の自殺対策について、子ども家庭局や教育委員会と連携の上、保健福祉局の専門性を生かして推進されたい。

- 高齢者肺炎球菌ワクチンをはじめとした定期予防接種事業について、高額な費用を理由とした接種控えが起こらないよう、周知を行われたい。
- 地域猫制度について、困っている市民の声を丁寧に聞き取り、今後さらなる支援の拡充を検討されたい。
- 夜間の診療体制について、市民への医療提供体制を確保しつつ、現場の効率化と環境の再整備に向け、スピード感を持って医師会や現場と協議を進められたい。
- 市立医療センターの今後について、あり方検討会の議論を踏まえた検討結果を速やかに公表されたい。
- 市立医療センターの在り方の検討に併せて、市立看護専門学校の意義等の在り方についても検討されたい。
- 女性に優しい社会づくりに向けたウーマンヘルスケア推進事業について、日ごろから婦人科受診のしやすい環境づくりを行われたい。また、企業に対しては、生理休暇の取りやすい職場は、働きたいという女性が増えるという発想の転換を求められたい。

等の意見がありました。

次に、子ども家庭費について、委員から、

- ①児童相談所と区役所における児童虐待対応
  - ②子供が意見を表明する権利「アドボカシー」の取組状況
- 等について質疑があり、当局から、
- ①児童相談所と区役所における児童虐待対応については、児童虐待対応件数が増加し、児童相談所の人材育成や事務負担が課題となっていた。これを受け、令和7年度から一部の区役所に児童福祉司をモデル配置し、比較的軽度なケースを区役所に送致する取組を開始した。この取組は「迅速なアプローチや多職種間のきめ細やかな連携が可能になった」などと評価されているが、送致件数が想定を下回っているといった課題もあり、次年度も引き続き検証を行うこととしている。
  - ②子供が意見を表明する権利「アドボカシー」の取組状況については、児童養護施設への定期的な訪問やみらい政策委員会の創設など、様々な取組を進めてきた。また、子供の権利に関する周知啓発に加え、子ども基本条例の広報や市が共催するイベントでの広報物の配布等を行ってきた。今後も様々な機会を捉え、より効果的な周知・広報に努めてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 区役所における児童福祉司の配置について、効果をしっかり検証し、全区役所へ取組を拡大されたい。
- こどもまんなか city 実現のため、現場を支える保育士等の処遇改善及び配置基準の引き上げを行われたい。

- 病児保育について、子供が病気で仕事を休めない保護者のためにも、受け皿の拡充に向けて尽力されたい。
- 保育ソーシャルワーカー事業について、保育士の悩みにきめ細かく対応するため、拡充を検討されたい。
- 子育て中の若い親の意見をしっかりと聞き取り、親子が地域とつながり活動できるような支援策を検討されたい。
- 第2子以降の保育料完全無償化事業について、子供を持つ方だけでなく、子供がいない方や市外の方にも本市が子供と向き合う取組としてしっかりPRされたい。
- こども施設における熱中症対策助成事業について、子供たちが外で遊べるよう、早期の環境整備に尽力されたい。
- 本市が楽しい町であることを市内外に知らせるため、子供向けのイベントの情報発信を積極的に行われたい。
- 地域限定保育士制度も始まるため、今後の事業目標やKPI設定に向け、不足している保育士数を把握されたい。
- 保育士不足解消のため、傾向を把握し現場の声を聞いたうえで事業を展開されたい。
- 保育ソーシャルワーカーについては、現場の負担を軽減できるような効果的な取組を行われたい。
- 直営保育所DX推進事業について、保育士や保護者の声を聞き、さらなる業務改善を行われたい。
- 保護者の就労支援のため、放課後児童クラブの早朝開所を速やかに全クラブへ展開されたい。
- クラ弁について、物価高騰などで大変かと思うが、子供たちに喜んでもらえる弁当を届けられたい。
- クラ弁について、燃料費高騰の局面において、事業継続のためにも業者へ配送料の補助を検討されたい。
- クラ弁について、夏休み以降も利用してもらえるよう、春休みに向けて広報を強化し、特に新入生の保護者へ利便性を伝えられたい。
- 保育所の再整備や建て替えについては、子供の保育環境に関わることであるため、ニーズに合わせて対応されたい。
- マルチトリートメントについて、概念を知ってもらうために、市民への周知啓発に取り組まれたい。
- 今後の直営保育所の役割を鑑み、医療的ケア児や重度障害児に対応できる部屋の改修を行われたい。
- 食育の観点から、直営保育所でのスチームコンベクションオーブンの導入を進められたい。
- 子供を病気で亡くした保護者のグリーフケアの観点から、他都市を研究のう

え、本市にもこどもホスピスが設置されるよう尽力されたい。

- 5歳児健診モデル事業について、就学前からの切れ目のない支援という観点から、関係局と連携のうえ進められたい。
- 子ども医療費支給事業について、拡充に向け尽力されたい。
- 5歳児健診モデル事業については、子供の発達を理解する理学療法士や作業療法士と連携して行われたい。
- プレーパークについては、本市がネイチャーポジティブ宣言を行った観点からも、関係者と上手く連携し推進されたい。
- 不登校状態の子どもに寄り添った次への一歩応援事業について、子供が不登校で悩んでいる保護者へ新たな選択肢として活用してもらうため、成功例を広く周知されたい。
- 科学館のナイトタイムイベントについて、大人も楽しめるよう、鑑賞中の飲食について検討されたい。

等の意見がありました。

次に、環境費について、委員から、

- ①ガシャモクの保全環境整備とネイチャーポジティブ
- ②環境配慮型ライフスタイルの推進
- ③北九州市地球温暖化対策実行計画

等について質疑があり、当局から、

- ①ガシャモクの保全環境整備とネイチャーポジティブについては、火災によるガシャモクへの影響は確認されていないと聞いており、環境影響調査は実施していない。火災で焼失した小屋には学習活動の一環として資料等が保存されていたが、今後の学習活動に支障はないことを確認している。また、北九州ネイチャーポジティブネットワークを構築したところであり、ガシャモク保全活動が安全に継続できるよう呼び掛けており、複数の企業が協力の意向を示している。今後もネットワークを通じて、生物多様性の増進と環境保全を推進してまいりたい。
- ②環境配慮型ライフスタイルの推進については、これまで脱炭素行動の実践などを目的としたポイント制度を運用してきたが、制度が複数存在して分かりにくいなどの課題があったため、既存のポイント制度を「ていたんポイント」に統合するなど、参加しやすい制度へと見直し、SNS広告の活用などにより若者や無関心層にも訴求していくこととしている。獲得したポイントは、市民の関心が高いグッズと交換できるなど、参加の動機付けを高める計画としている。また、事業の成果はポイント取得状況などを分析し、行動変容の状況やCO<sub>2</sub>削減効果などを把握、検証してまいりたい。
- ③北九州市地球温暖化対策実行計画については、官民一体となった取組を進めており、産業部門の2022年度の温室効果ガス排出量は、基準年の2013年度

と比べ、市域全体の削減率を上回る約 31%の減となった。今後も企業の脱炭素化の取組を引き続き支援するとともに、官民一体での温暖化対策を推進してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 沖釣りでのタバコの吸い殻のポイ捨てなど、海洋ごみへの対策を検討されたい。
- 市民の環境行動変容を促すため、金銭的価値のあるポイントの還元について積極的に検討されたい。
- 自然共生サイトの認定について、自然保護が地域の未来を創るというイメージを市民と共有するため、積極的な支援と情報発信をされたい。
- 市民の理解促進のため、カーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー等の専門用語には、分かりやすい日本語表記を併記されたい。
- 電動車普及啓発発信事業について、今後のガソリン価格の高騰やCO<sub>2</sub>削減、防災の観点からもEV車の普及を促進させるため、本市でも補助金制度の導入を検討されたい。
- EV自動車の普及に当たっては、環境負荷の低減に加え、災害時における活用や経済性といった多角的価値を市民が実感できるように推進されたい。
- 水素拠点化推進事業では、再生可能エネルギーによる水素製造を推進するとともに、化石燃料を利用する企業の再生可能エネルギーへの転換を積極的に支援されたい。
- 温室効果ガスの削減を促進するため、洋上風力発電由来の電力を市内事業所や家庭で有効活用するなど、具体的な対策をより一層推進されたい。
- 第三者所有方式による公共施設への太陽光パネルの設置について、国の交付金対象外の部分においても、その促進に向けた積極的な取組を強化されたい。
- EV等電動車の導入促進のため、市独自の購入補助金や充電・水素ステーション等のインフラ整備を、前向きに検討されたい。
- ごみステーションにおける外国人のごみ出しマナー問題について、特定の地域に集中していることなどの実態を踏まえ、丁寧に対応されたい。
- ごみステーションの管理について、町内会の解散など様々なケースを想定し、他局とも連携の上、早期に具体的な対策を検討されたい。
- 事業系ごみ処理手数料の値上げに伴い、高齢者施設や障害者施設等の福祉施設の経営状況を調査し、必要に応じた補助金等の手当てを検討されたい。
- コンビニ由来のポイ捨て問題の解決のため、福岡市の取組を参考に、利用者の行動変容を促す「捨てさせない・捨てやすい」仕組みを構築されたい。
- 新門司工場の基幹的設備改修事業について、市民に対し工場老朽化の現状や他都市からのごみの受け入れ状況について丁寧に説明されたい。

等の意見がありました。

次に、労働費について、委員から、

- 若者ワークプラザから社会的養護経験者に対して、就職支援に関する情報発信を積極的に行い、相談しやすい環境を整備されたい。
- 希望する女性が正規雇用に就けるよう、アドバイスや支援を強化されたい。
- 就職氷河期世代の支援について、氷河期世代は人口も多く大変な時期を過ごしているため、しっかりと支援に努められたい。

等の意見がありました。

次に、農林水産業費について、委員から、

- 鳥獣被害対策について、特にアライグマ対策は継続しなければすぐに増加するため、しっかりと対策を講じられたい。
- 農林水産業振興について、今後もメニューや予算を充実させ、担い手の育成や生産性向上に努められたい。
- 鳥獣被害対策について、駆除後の処分費用が上がることにより、イノシシ捕獲後の猟師の負担が増えるため、補填を検討されたい。
- 美味しいお魚発掘PR事業については、漁獲量が減少する中で、未利用魚の活用や新しいメニュー開発、直売所の設置など、多角的なアプローチで、漁師や飲食店への支援を強化されたい。
- 若松区北海岸漁港を活性化させるため、漁港周辺での賑わい創出イベントや、漁港を活用した観光の推進を検討されたい。

等の意見がありました。

次に、産業経済費について、委員から、

- ①成長投資の成果を「市民所得」へ波及させる仕組み
- ②スタートアップ支援
- ③製鉄業の電炉転換への対応
- ④本市の観光政策
- ⑤ガストロノミーの取組

等について質疑があり、当局から、

- ①成長投資の成果を「市民所得」へ波及させる仕組みについて、企業誘致は投資拡大、雇用創出、市内企業へのビジネスチャンス提供や市民所得向上に繋がる重要な施策であり、自動車産業と同様に半導体・IT分野においても地元調達率向上の取組を強化していきたい。また、市内企業の生産性・収益性向上に向けた伴走型支援で賃上げを促進し、あらゆる政策を総動員して市民所得向上につなげてまいりたい。
- ②スタートアップ支援について、本市は、スタートアップ・エコシステム拠点都市として、全国トップのスタートアップ出現率を達成した。この実績を基に、第2期拠点都市にも選定され、今後の取組をスタートアップ・ファイブスタ

一・ミッションとして打ち出した。課題解決支援、実証支援などを通じ、地域経済を牽引するようなスタートアップの創出と成長を強力に後押ししてまいりたい。

- ③製鉄業の電炉転換への対応について、日本製鉄による大型電気炉導入は、大きな変革であるため、本市は日本製鉄と雇用への影響やグリーンスチール市場形成などについて情報共有を進めている。一方で、地元企業は受注減少の懸念もある。そのため、企業訪問で情報収集に努めているが、秘匿性の高い情報を含むことから、個別の相談が望ましいと考える。地元企業の不安を払拭しつつ、関係者と連携し、地域発展のため全力で支援してまいりたい。
- ④本市の観光政策については、熟練の職人が提供するすしやオープントップバス等は、豊富な観光資源を生かした特別感のある体験として誇れるものである。また、観光人材の獲得は重要であるため、世界観光ガイド連盟の視察の受入等の取組を行っている。さらに、ライトアップ等の継続的な魅力発信を通じて、若戸大橋周辺に飲食店などの民間投資が誘発されることを期待している。
- ⑤ガストロノミーの取組については、その第一人者である柏原参与には本市の食の振興への助言、講演会等での北九州市のすしの魅力の発信等を通じて、来訪者増加や食の認知度向上に貢献していただいている。また、飲食店や宿泊事業者等の多様な関係者による連携については、本市が目指す方向性を明示するとともに、市長のリーダーシップの下で取組を進めてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 市内企業が企業誘致の成果をしっかりと享受できる仕組みの構築に努められたい。
- プレミアム付商品券について、マイナンバーカードを持たない市民が制度から排除されないよう、代替手段の導入を検討されたい。
- 中小企業支援について、価格転嫁が難しい現状を踏まえ、実態にあった施策に努められたい。
- 企業誘致について、誘致企業の雇用形態、賃金水準及び撤退状況などの実態を把握するよう検討されたい。
- インボイス制度への対応について、小規模事業者、特に免税事業者に対しての影響をしっかりと把握し、支援策を検討されたい。
- スタートアップ支援について、地元のスタートアップ企業を育成できる枠組みを検討されたい。
- DX推進支援について、より多くの企業に助成金がいきわたり、募集期間も含め、事業者に寄り添った制度となるよう対応に努められたい。
- ガソリン価格の動向は全ての事業に影響を与えるため、国だけでなく市としても動向を注視し、必要な対策を検討されたい。
- 市が出資するファンドの運営事業者を決定する際には、当該運営事業者の実

績等の選定理由を含めて、議会に報告されたい。

- ベスタス社の誘致について、企業誘致の観点から所管の港湾空港局と連携し、本市が持つものづくりと環境都市のポテンシャルが一段と上がるように、市全体として取り組まされたい。
- 商店街・繁華街の活性化支援策として、既存の商店街の概念にとらわれず、夜間営業の飲食店など多様な形態に対応できるような補助金制度を検討されたい。
- 半導体産業誘致について、2040年までに40兆円規模の市場を目指すという国の目標に向けて、行政間の競争が激化している状況を鑑み、一層の努力をされたい。
- データセンター誘致において、電力供給や水資源などの課題に対応できるような体制づくり等に努められたい。
- ナイトタイムエコノミーについて、小倉地区のみではなく、市内各区でも実施するよう検討されたい。
- 響灘地区の交通アクセスについて、これからも企業が増えるエリアであることから、働く人たちの交通手段確保を検討されたい。
- 市の方針に沿ったM&A実施企業に対し、固定資産税免除などを実施し、統合による余剰資金を経営改善、DX、賃上げに活用できるような仕組みを検討されたい。
- 事業承継について、既存企業を存続させる支援は重要なので、予算の増額を検討されたい。
- 繁華街のにぎわいづくりについて、各局と連携し、市全体でおもてなしをする仕組みを検討されたい。
- 電炉化対応等生産性向上支援事業について、地元企業の不安解消のため、さらなる予算増額と事業推進に努められたい。
- 次世代デジタル人材育成支援事業について、優秀な学生を育成できる環境を整え、卒業後も本市で活躍できるよう取り組まされたい。
- 皿倉山のさらなる観光振興のためにも、ドローン等で撮影された迫力ある映像の活用について検討されたい。
- 八幡駅等から皿倉山までキャビンでつなぐなど、インパクトのある景観づくりに取り組まされたい。
- 皿倉山の観光について、観光客が快適に過ごせる環境づくりに努められたい。
- 皿倉山の夜景観光について、門司港レトロ地区や小倉城と同様に、しっかりと取り組まされたい。
- 門司港整備について、建設されるホテルと連携するなど、新たな観光コンテンツをつくるためのきっかけとされたい。
- 門司港の観光振興の観点から、タクシー台数の増加について検討されたい。

- 若松北海岸の海水浴場について、将来的に大きなスポーツ大会等、様々な利用ができるように整備を進められたい。
- 若松区の風力発電について、観光コンテンツとしても魅力的であるので、観光客の受入環境整備についても工夫されたい。
- オープントップバスの経路について、戸畑で1度停車し、街の魅力を感じてもらえるコースを今後検討するよう、働きかけを行っていただきたい。
- 戸畑渡場に若戸大橋を眺めることができる施設等の誘致を検討し、観光資源として活用されたい。
- すしの都の取組について、すし以外の飲食店等に不公平にならないように配慮されたい。
- 生産者、飲食店、観光事業者等と連携を図り、ガストロノミーの取組を推進されたい。
- 北九州周遊パスのエリア拡大について、運営業者と連携して取り組まれたい。
- ガストロノミーの取組について、第一人者である柏原氏と連携し、食文化を核とした都市ブランド戦略に取り組まれたい。
- 市職員にSNS等で新しい情報を発信してもらうなど、本市への情熱が伝わるような魅力の周知に取り組まれたい。
- イベント時は一過性でなく日常的に賑わいが継続するよう工夫されたい。
- 本市で一番集客力のあるわっしょい百万夏まつりの開催時には、繁華街も含めてPRされたい。

等の意見がありました。

次に、土木費について、委員から、

- ①豪雨災害から市民を守る緊急対策事業及び主要河川の整備事業
- ②下関北九州道路
- ③下関北九州道路の地元負担と経済波及効果の説明責任
- ④都市の価値向上

等について質疑があり、当局から、

- ①豪雨対策から市民を守る緊急対策事業については、令和8年度予算案として、調節池や護岸の整備などの河川改修に4億4,800万円、河川情報システムの強化に1,000万円、老朽化した護岸の改修に5,000万円、合計で5億800万円を計上している。併せて、主要河川の整備事業などの予算も活用し、門司区の3河川を含めた13河川の改修を行っていく。また、櫛毛川では、カメラや水位計の設置及び堆積土砂などの撤去を行い、高瀬川では、護岸のかき上げのほか、用地取得の状況を踏まえながら調節池の整備に着手するなど、治水安全度の向上を図り、安全で安心な市民生活の確保に努めてまいりたい。
- ②下関北九州道路について、福岡県の財政的支援や協力の見通しについては、こ

れまでと同様に費用負担を含めた様々な課題について、2県2市が緊密に連携しながら、乗り越えていくべきものと認識している。福岡県知事や議長をはじめとする福岡県議会の皆様とは、公式、非公式の場を含め、様々な対話を行っている。今後とも、形式にとらわれることなく、関係各方面と連携を深めてまいりたい。

- ③下関北九州道路の地元負担については、現時点で、事業手法や事業費など、負担の前提となる事項が確定しておらず、具体的に言及することは時期尚早かつ困難である。また、経済波及効果については、整備効果に関する調査・検討を、「暮らし」「産業・物流」「観光」「代替路」の4つの政策目標を踏まえ、新たな整備の効果を示せるよう、国、関係自治体、経済界とも連携しながら取り組んでまいりたい。
- ④都市の価値向上については、まちの注目度が高まり、新たな投資が呼び込まれ、その結果として産業の幅と厚みが増していくような好循環が生まれている状態を、エリアの価値向上が図られた姿と捉えている。小倉・黒崎の都市機能の強化を図るとともに、各区の特色を生かしたまちづくりを進めることで、北九州市全体の魅力向上と発展につなげてまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 区役所窓口業務アップデート事業については、指標と成果をしっかりと示されたい。
- 自転車を盗難された学生などの若者向けに、撤去した放置自転車を再利用する仕組みを検討されたい。
- 自転車専用道の整備に当たっては、有益で使い勝手がよいものとなるよう、地元との協議を丁寧に行いながら進められたい。
- 自転車道については、観光ルートとして、危険箇所の改善や情報発信など、走りやすさと楽しさの両面から整備を進められたい。
- サイクルツーリズムについては、親子で楽しめるほか、観光などの経済効果も期待できるため、今後も取組を推進されたい。
- 自転車利用者のルール違反が増加していることから、歩行者の安全を確保する取組を検討されたい。
- 響灘地区の企業誘致に伴う渋滞対策について、マイクロバスの活用や企業間の連携による渋滞緩和に向けて、環境の視点からも引き続き企業側に協力要請されたい。
- 歩道のバリアフリー化については、高齢者の転倒による死亡事故も見られるため、地域の要望の有無に関わらず、積極的に整備されたい。
- 曾根下曾根1号線の渋滞状況を踏まえ、交差点改良工事を早期に実施されたい。
- 豪雨災害対策としての主要河川の改修については、地元住民が改修状況を把

握できるよう取り組まれない。

- 高瀬川とスタヌキ川の整備については、災害対策の観点から、速やかに実施されたい。
- 小倉駅周辺エリアのトイレについては、夜間でも障害のある方や女性が安心して入れることを考慮されたい。
- 小倉駅周辺エリアのトイレについて、24時まで運行しているモノレール小倉駅内のトイレを利用できるよう、おもてなしの観点からも協議されたい。
- おでかけ交通については、住民の意見や状況を常に把握しながら改善に努め、市民の足を確保できるよう取り組まれない。
- おでかけ交通に関する地元住民へのアンケート調査については、路線運行開始後についても調査を行い、今後の新規路線の検討に生かされたい。
- 公共交通「北九州モデル」推進事業について、地域人材を活用した運転手の育成などの先駆的な取組について、様々な地域で運用するなど、取組を推進されたい。
- 公共交通「北九州モデル」推進事業の実施に当たっては、交通局の経営改善を後押ししカバーするために、交通局と連携して進められたい。
- タクシー業界の人材確保については、若者が働きたくなる雇用環境となるよう、柔軟な働き方を可能としている企業の取組を参考とされたい。
- 公共交通関連事業のKPIについて、事業ごとの到達点などを市民に分かりやすく示されたい。
- 下関北九州道路については、建設に伴う市内総生産などの経済波及効果について、現時点で可能な範囲で、市民に分かりやすく示されたい。
- 下関北九州道路については、国や県、北州会への出席などによる県議会との協力関係を築き、市の財政負担など先を見据えながら取り組まれない。
- 下関北九州道路は、議員も全力でサポートするので、しっかりと取組みを進めていただきたい。
- 公園愛護会や地域住民による除草などの地域活動については、市からの感謝の気持ちが伝わるような支援を実施されたい。
- 公園愛護会や登下校の見守りなど、様々な地域活動の担い手不足の状況を踏まえ、トータルでどのように改善していくべきか検討されたい。
- 公園の維持管理について、地元の小中学校と連携し、実施する学年を決めて公園愛護会等と一緒に行政に頼ることなく除草や花植えを行うことを検討されたい。
- 公園の草刈り等の維持管理については、地域の担い手の高齢化が進んでいるので、市も協力して実施されたい。
- 地域で行う公園等の草刈りについては、市職員も積極的に参加されたい。
- ごみの散乱防止対策として、街路樹帯にごみ集積容器を設置できるよう検討

されたい。

- 公園施設の整備については、利用者の年齢層や地域からの要望を踏まえ、利用しやすい公園となるよう取り組まれたい。
- こどもまんなか公園整備については、戸畑区以外にも取組を広げ、子供たちが安全に遊べる場所づくりを推進されたい。
- こどもまんなか公園については、地域の公園においても、子ども達を含め地域でルールを決めるなどソフト面も含めて取り組まれたい。
- こどもまんなか公園整備については、公園愛護会の有無によって整備に影響が出ないよう、公平性を考慮して取り組まれたい。
- 公園トイレについては、小規模な公園についても男女で別の入り口を設けるなど、安心して利用できるよう工夫されたい。
- 公園トイレ整備事業について、コンテナトイレは、防災拠点の機能を持っており、ネーミングライツの導入も含め設置を検討されたい。
- 公園トイレ整備事業については、若い女性の利用しやすさに特化したものとし、勝山公園のPark-PFI活用の動向とも連携して整備されたい。
- 公園変革の取組については、他局の類似の事業の実態を把握し、事業の統合や整理を図られたい。
- 公民連携による公園魅力向上については、ステークホルダーとの丁寧な対話や合意形成に努め、透明性や公平性を担保しながら進められたい。
- 皿倉山のリニューアルに伴い、山頂への新たな案内版の設置やマップの作成を検討されたい。
- 公園の防草対策について、見栄えがよく効果も高いガチン固などの利用を推進されたい。
- 緑道については、避難経路となることを踏まえ、照明灯の設置などにより明るさの確保に努められたい。
- これまで本市を支えてきたブルーカラーの職種に目を向け、現場で働く若者への支援にも取り組まれたい。

等の意見がありました。

次に、港湾費について、委員から、

①若松区響町における洋上風力発電産業の更なる集積

等について質疑があり、当局から、

①本市は、洋上風力発電産業の総合拠点形成を目指し、特に風車本体のサプライチェーン構築に向け、官民一体で世界大手ベスタス社に市の強みを戦略的にアピールしてきた。グローバルメーカー進出は本市が国内外の洋上風力発電拠点となる上で極めて重要であるため、今後も地元企業や関係機関と連携し、市長が先頭に立ち、本市が最適地であることを強く訴え、誘致実現に全力で取り組んでまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- ひびきコンテナターミナルについて、施設の適正な維持管理に努めるとともに、貨物取扱量増加の取組を強化されたい。
  - 洋上風力発電においては、台湾との人材交流やノウハウ共有などの連携を強化されたい。
  - 本市は、物流都市としての信頼を維持するため、関係機関と連携し、貨物輸送の安全性の確保に努められたい。
  - 本市ならではの体験ができるクルーズ船誘致を推進して、稼げるまちに寄与できるよう努められたい。
  - 洋上風力発電のベスタス社誘致について、本市の優位性を最大限に活かし、国との連携を強化して必ず実現されたい。
  - 旧洞海岸舎などの利用されていない施設について、賑わい創出の観点から、良い利活用ができないか検討されたい。
  - みなと緑地PPPについて、響灘東地区の事業を成功させ、次の事業につなげられるよう努められたい。
  - 関門海峡花火大会について、予算支援だけではなく、まちづくりや周遊促進などにつなげるよう、もう少し踏み込んだ協力を検討されたい。
  - 採算性が課題の洋上風力発電について、国との連携を強化し、安定した電力供給確保に努められたい。
  - 小型船などのマリーナの整備については、スピード感を持って取り組まれたい。
  - 若松区響灘東地区の処分場について、早期に完成するよう努められたい。
- 等の意見がありました。

次に、建築行政費について、委員から、

- ①子育て世帯の移住を促進！市営住宅バリューアップ活用
- ②アスベスト対策

等について質疑があり、当局から、

- ①子育て世帯の移住を促進！市営住宅バリューアップ活用については、令和8年度予算案において、若年や子育て世帯にも魅力ある市営住宅として再生するため、内装や水回りなどのバリューアップを図るリノベーションについて、検討経費等を計上している。他都市での取組事例等も参考にしつつ、市営住宅ストックの有効活用も含め、若年・子育て世帯が北九州市に住みたくなるまちづくりに向け、総合的に取り組んでまいりたい。
- ②アスベスト対策については、飛散防止の観点から除去を促進しつつ、災害時の倒壊や空き家化による管理不全、建て替えの停滞といった将来的なリスクにも留意していく必要がある。災害発生時の対応については、「北九州市災害時石綿飛散防止マニュアル」により、今後とも、関係部署が連携し、迅速かつ適

切な対応を図ってまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 管理不全や廃墟となったマンションに関する支援について、マンション管理適正化支援法人を活用し、全国のロールモデルとなるような取組を検討されたい。
- 空き家対策については、特に空き家になる前の取組を強化されたい。
- 持ち主が所有権を放棄した空き家については、市が解体や売却できるような制度の構築を検討されたい。
- NPO法人抱樸との連携による住まいに対するサポートについては、市外からの転入者増加も期待できることから、取組を推進されたい。
- 社会的養護経験者の住宅確保については、就職相談窓口等で支援メニューの提示を行うなど、情報を周知する方法を検討されたい。
- 市営住宅の目的外使用で入居している外国人労働者について、自転車での通勤者も多いことから、雇用する企業側に自転車の利用ルールの徹底を働きかけられたい。
- 市営住宅については、入居希望者が多いことを踏まえ、予算を有効に活用し、1人でも多くの希望者が入居できるように、工夫して、有効活用に取り組まれたい。
- 市営住宅の取組に関する状況や実績などの数値を示し、市民に分かりやすく公表されたい。
- 福祉関連部局や支援団体等との連携をさらに深め、住宅に困窮している方々が市営住宅へ入居しやすくなるよう取り組まれたい。
- 市営住宅のバリューアップについては、若年・子育て世帯の定住・移住促進が重要な視点であり、企業と連携して高付加価値化を図ることを検討されたい。
- アスベスト対策について、建物倒壊の危険性や将来の経済性を考慮して仕組みを検討されたい。
- 吹付アスベストが含まれているおそれのある建物の調査や除去工事に関する補助事業について、古い建物が多い商店街などに対して周知に努められたい。
- 門司区の築70年を超える老朽化した市営住宅については、建替や集約などを早期に実施されたい。

等の意見がありました。

次に、消防費について、委員から、

①被災地復興支援事業

②避難所における医療機器に対応した電源の確保

等について質疑があり、当局から、

①被災地復興支援事業については、全国的な枠組みのもとで、国や他都市と連携

しながら職員派遣を実施している。従事した職員の経験やノウハウを活かしていくことについては、北九州市にとって生きた教材になると考えるため、出前講演の実施や報告会の開催などに加えて、「災害時受援マニュアル」への反映などに取り組んでまいりたい。

- ②避難所における医療機器に対応した電源の確保については、使用する機器の消費電力を上回る電力供給が可能であることなど、安定かつ継続した電力供給が必要となる。また、在宅で人工呼吸器を使用されている方の避難のあり方については、災害時個別支援計画の作成を通じて、一人一人の状況を丁寧に把握し、適切な避難先の確保に向けて検討を進める必要があるため、本人、家族、医療関係者等の意見も伺いながら、どのような支援が適切か検討を重ねていきたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 木造飲食店街の違反是正に際しては、事業者との対話を通じて実効性のある予防対策を推進されたい。
- 火災予防対策のKPIについては、重点地域における違反是正率など、実態に応じた具体的な目標を設定されたい。
- 防火対策について、市民の情報慣れによる危機感の低下を防ぐため、常に新しい情報に更新しながら、メディアと連携した効果的な啓発に取り組まれたい。
- 市民防災会は、役員が自治会役員などとの兼任で負担が偏り、機能が薄れてしまう懸念があるため、その実態を一度調査されたい。
- 消防団の充実強化事業について、地域連携の強化に資する学生消防団員の増加に向けた取組を推進されたい。
- 消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、消防団活動の危険性を加味し、配偶者への十分な補償が担保されているか議論されたい。
- きめ細やかな消防団活動を行うため、女性消防団員の増加に向けた取組を強化されたい。
- 大規模災害に備え、関係各局や県も含めた広域的な実動訓練を着実に実施されたい。
- 多様なニーズを反映した備蓄内容の見直しや避難所ごとの必要量の最適化など、誰一人取り残さない備蓄体制を構築されたい。
- 防災庁設立の動向を踏まえ、他局と連携し、防災庁の地方拠点誘致のための積極的な働きかけをされたい。
- 水害対策において、危機管理室が中心となって関係部局と連携し、氾濫しないように事前に防ぐ対策に注力されたい。
- 防災ガイドブック・ハザードマップの更新については、デジタル情報へのアクセスが困難な市民に対する配慮をしっかりとられたい。
- 避難所の開設・運営について、災害時に円滑な運営を可能とするため、十分な

人員体制を平時から確保されたい。

- 長射程ミサイル関連機材の陸揚げ等、市民の安全に関わる事案については、事前に政府へ情報提供を求めるよう要請されたい。
  - 避難所生活におけるトイレの確保は重要であるため、関係局と連携して避難者想定数に対応したトイレを整備されたい。
  - 防災ガイドブック・ハザードマップの更新については、自分の住まいや現在地のリスクを、ウェブ上で見る際には、より利便性が向上するよう検討されたい。
- 等の意見がありました。

次に、教育費について、委員から、

- ①部活動の地域展開
- ②学校給食費の保護者負担軽減事業
- ③A I型学習アプリの導入
- ④中学校における飲料自動販売機の全校設置と値下げ
- ⑤発達障害のある児童生徒等に対する支援
- ⑥学校給食無償化

等について質疑があり、当局から、

- ①部活動の地域展開については、国のガイドラインにおいて、活動中に事故等が生じた場合の責任関係について、地域クラブと教育委員会とが適切に責任を分担する枠組みを示している。事案に応じ、個別具体的な判断が行われるが、今後も子供たちが安心して活動できる持続可能な仕組みづくりに向け、地域クラブとともに責任を持って取り組んでまいりたい。
- ②学校給食費の保護者負担軽減事業については、非喫食者の対応が課題とされていた。国は、多くの自治体の要望を受け、「支援の対象者となりうる非喫食者の範囲に関する考え方」を示すとしているが、現時点ではまだ示されていない。本市としては、国が示す考え方を確認した上で、非喫食者に対する支援制度を決定したい。また、アレルギーによって恒常的に給食を食べることができない子供のいる家庭の負担に対しては、公平性の観点にかなうよう、適切な制度設計が行われるべきと考える。
- ③A I型学習アプリの導入については、学校での学習や家庭学習でも使用することを想定している。また、紙ドリルについては、これまで通り学校の裁量で導入することは可能であり、文字を正しく書くことについては今後も指導・支援を行う。学習アプリについては1回15分程度と短時間での学習を基本としており、長時間使用をしないよう取組をすすめてまいりたい。
- ④中学校における飲料自動販売機の全校設置と値下げについては、現在全中学校への自動販売機設置に向けた手続きを進めている。また、飲料の値下げについては今後とも事業者等と意見交換してまいりたい。
- ⑤発達障害のある児童生徒等に対する支援については、個々の特性に応じ必要

な情報を共有しながら支援の方向性を検討しており、これらの取組の効率性を高めるためにICTやAIを活用することは有効である。また、「ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業」については、参加する自治体の取組や成果を参考に、研究してまいりたい。

- ⑥学校給食無償化については、本市が独自に中学校等の給食費無償化を行うことについては、給食の質を確保しつつ、持続可能な制度とすることが必要であり、国の財源措置がない中、現段階で直ちに実現することは難しい。今後も国の動向等を注視しながら給食費保護者負担の軽減のあり方を検討してまいりたい。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 行き届いた教育の推進のため、まずは、小学校1年生からでも1クラス20人以下学級を実現されたい。
- 読書についての先進的な学校の取組をさらに拡充されたい。
- 小中一貫校の整備について、教員の負担が生じないように計画的に進められたい。
- 教職員の人材確保として、教員を志す方々に、奨学金返還支援などの取組を周知されたい。
- 市が責任を持って給食を提供できるよう、給食調理については民間委託をやめ、市の直営に戻されたい。
- AI型学習アプリの活用について、デジタルに不慣れな現場の教員の意見にも寄り添いながら取り組まれたい。
- AI型学習アプリについて、学力向上が確認できる仕組みや目標を設定し、使い方のルールやマニュアルを現場に徹底されたい。
- 児童生徒の学力や家庭の経済状況に関係なく、しっかり学力を向上していけるように取り組まれたい。
- 平和学習を通じて、子供たちに人の痛みが分かる心を育む取組をされたい。
- 野外活動などの体験の機会を強化し、子供たちに体験の格差が生じないように取り組まれたい。
- 学校部活動のガイドラインや地域展開の計画が正しく理解されるようガイドブック等を作成されたい。
- 部活動地域展開の移行期である今の子供たちにも、十分に楽しみながら満足できる部活動とされたい。
- 学校部活動の地域クラブへの展開における、最終的な責任の所在について、教育委員会の方向性を明確に示されたい。
- 学校部活動の地域展開を進めるにあたって、教育委員会は地域クラブへ展開した際は、教育委員会の責任を持って関与のもと、地域クラブの監査を実施さ

りたい。

- 北九州市地域クラブ認定要綱の責任の所在に関しての内容を改善されたい。
- 障害の有無にかかわらず、子供の学習権を守るために、普通学級での学習支援員の配置を充実されたい。
- 学校現場における野生の鳥獣等への対策や訓練に取り組み、安全安心な学校づくりに取り組まれたい。
- 学校設置の自動販売機について、生徒たちの要望を踏まえ、清涼飲料水の値下げを検討されたい。
- 自動販売機の中学校全校導入と飲料の値下げについて、中学生の提言が実現することで中学生自身が本市について考えるきっかけとされたい。
- 体育館が避難所になった場合のトイレの利用において、学校がどのように関わっていくのか、しっかり方向性を定められたい。
- 先進的な本市の取組をさらに広げるため、国の「ICTを活用した教育・福祉の情報共有促進モデル事業」への応募について検討されたい。
- 北九州市立高校について、様々な形で地域を巻き込み、地域に愛される学校としての取組を進められたい。
- 図書館図書の未返却については、厳しく対処していただき、市民が気持ちよく利用できる環境づくりに取り組まれたい。
- 学校給食費の保護者負担軽減事業において、アレルギー等のため給食が食べられない児童に対しての支援制度について、具体的に検討すべきではないか。
- 学校給食費の保護者負担軽減事業について、非喫食者への支援を来年度初めから実施されたい。
- 学校給食費の保護者負担軽減事業について、子供たちにとって最善の施策となるよう取り組まれたい。
- 国の動向を待たず中学校、特別支援学校中学部、高等部の給食費無償化に取り組まれたい。

等の意見がありました。

次に、議案第2号について、委員から、

- マイナンバーカード取得が任意であることを踏まえ、カードの有無にかかわらず医療サービスを受けられる体制で臨まれたい。

との意見がありました。

次に、議案第5号について、委員から、

- 若戸渡船について、現行の維持だけでなく、観光客を呼び込めるような取組を進められたい。
- 小倉航路について、船員の確保と定住促進のため、船員の居住支援の仕組みを検討されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第6号について、委員から、

- 旦過地区再整備事業については、議会に対しても適宜適切に報告を行うなど、情報共有や対話を行いながら進められたい。
- 旦過地区再整備事業については、新旧の出店者の調和を図りながら新しい価値をつくり、エリアの魅力を高めていくことを目指して取り組まれたい。
- 旦過地区再整備事業については、民間投資を呼び込めるよう、空港や観光関連部局との連携による集客力向上など、エリア価値の向上に向けた取組を実施されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第8号について、委員から、

- 女性や高齢者を含めた港湾労働者の具体的な声を聞く機会を定期的に設けるとともに、要望に対応する取組を強化されたい。
- チェックングブリッジ更新工事について、作業員が働きやすい環境を整えるため、休憩設備の設置など早期に整備されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第9号について、委員から、

- 財政運営について、金利上昇リスクを考慮したヘッジ戦略の導入を検討されたい。

との意見がありました。

次に、議案第16号について、委員から、

- ①北九州市立特別養護老人ホームかざし園
- ②聴力検査

等について質疑があり、当局から、

- ①北九州市立特別養護老人ホームかざし園については、施設の構造上の課題から令和8年度からの5年間も指定管理者制度で運営するが、今後は施設の老朽化や門司病院との関係性なども踏まえ、中期的な視点で運営形態を検討していく必要がある。特別養護老人ホーム等の施設整備は「北九州市しあわせ長寿プラン」に基づき進めているが、将来の人口構造の変化を見据え、サービス需要の動向等を踏まえながら、介護サービス基盤の整備の方向性を検討していく。
- ②聴力検査については、高齢者の難聴早期発見・受診促進のため、啓発チラシ配布や言語聴覚士による出前講演等を実施している。難聴検査には適切な環境と原因に応じた迅速な対応が必要であり、専門医療機関の受診が望ましい。これらの取組を継続し、令和8年度からは介護予防の一環として生涯学習センター等で体力測定や認知機能チェックと併せ、言語聴覚士による「聞こえのチェック」を実施し、受診を勧奨していく。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 介護認定審査会の委員について、若手の参画を検討されたい。
- かざし園の指定管理者のみならず各関係者と検討を重ね、指定管理期間満了時には方針を示されたい。
- 介護保険料を納付していることを鑑み、介護施設入所への待機期間が短くなる方策の検討を進められたい。
- 高齢者にとって身近で行きやすい市民センターで聴力検査を行われたい。
- 在宅医療について、さらなる普及啓発を行われたい。
- 介護予防のための体力測定会実施事業の開催場所について、町に賑わいが生まれるという視点を持ち実施されたい。
- 介護予防のための体力測定会実施事業について、ウェルビーイングの観点を踏まえ、健康寿命の延伸に向けて推進されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第 22 号について、委員から、

①水不足対策

について質疑があり、当局から、

- ①過去の渇水の経験から水源確保に取組み、平成 12 年には市内外に 10 か所の水源を確保した。現在、本市の貯水率は過去 10 年と比較しても、約 9 割の水量を維持しており、現時点においては、水の安定供給に支障はないと考えている。また、降雨が少なくダムの貯水率が低下した場合などには、河川からの取水量を増加させることで、ダム貯水率の低下を抑制し、水源確保を行っている。今後も、引き続き安定的な水供給に努めてまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から、

- 上下水道局の料金システムの改修の際は、柔軟かつ機動的な料金システムとして、マイナンバー連携を実現する「北九州方式」を検討されたい。
- 上下水道料金の基本料金の減免について、将来のシステム改修の際は、減免措置に対応できるよう検討されたい。
- スマートメーターの導入と活用を通じ、漏水検知や高齢者の見守りといった市民サービス向上に資する取組を検討されたい。
- 上下水道局の老朽インフラ更新費用について、国への積極的な財政支援の要請を通じ、持続可能な経営体制の確立を図られたい。
- 上下水道局が所管する未利用地について、市民活用や市の増収に繋がるよう、売却も含めて速やかな活用策を検討されたい。
- 今後の維持管理や人口減少に伴う将来的な収益について、具体的な試算を行われたい。
- 水道事業の発展的広域化の推進については、行橋市・苅田町への水道用水供給や芦屋町・水巻町の事業統合等のように、将来の広域連携に向け、しっかりと取り組まれたい。

- 他都市への水道用水供給事業の拡大については、引き続き関係者へ丁寧に説明されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第 24 号について、委員から、

- 市営バスにおける運賃改定や路線の見直し等について利用者に丁寧に説明するとともに、職場の環境改善など現場に寄り添った取組を実施されたい。
- 市営バスの運賃改定に当たっては、交通局の努力が見えるような工夫をし、市民に理解を得ながら進められたい。
- 市営バスについて、若い世代の運転手を増やすため、処遇改善に努められたい。
- 市営バス事業の経営改善に向けて、貸切観光バスの利用促進にも努められたい。

等の意見がありました。

次に、議案第 26 号について、委員から、

- ①「環境先進都市の説明責任－P F A S 情報公開を前へ」

について質疑があり、当局から、

- ①特定の化学物質などに関する情報の公表にあたっては、客観的・科学的な知見と合わせて伝えることが重要であり、P F A S とその影響に関する科学的根拠が明らかになっていない中、測定結果を公表した場合、市民に無用な誤解や不安を招く懸念があるため、主体的に公表することは考えていない。P F A S については、国において実態調査及び研究が進められており、その動向を注視しながら適切に対応してまいりたい。

との答弁がありました。なお、委員から、

- 頻発する豪雨災害に備え、重点整備地区での雨水管整備など、内水氾濫対策を確実に推進されたい。
- ウォーター P P P 導入の検討においては、本市にとって真に必要なかを見極められたい。
- 市民の関心が高いウォーター P P P 導入について、その可能性調査や検討状況は、上下水道事業審議会だけでなく、議会へも随時説明されたい。
- 本市の物価高騰対策として、下水道使用料減免の必要性が示された際には、速やかに対応されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第 27 号について、委員から、

- メディアドーム及び選手宿舍の改修にあたっては、両施設の関連性を踏まえた計画を策定し、機能性と魅力を向上されたい。
- メディアドームの改修にあたっては、様々な方が集える施設となるよう、国内の先進事例を参考に、集客力向上に努められたい。

- ポートルース若松のCM戦略において、KPIを設定するとともに、視聴した人がレース場に足を運びたくなるような魅力的なコンテンツ制作に努められたい。
- ポートルース若松の利用促進策として、ラッピングバスなど、特に女性層にアピールできる工夫を検討されたい。
- ポートルース場での子ども食堂などと、既存の子ども食堂を連携させ、より広がりを持たせる仕組みづくりを検討されたい。

等の意見がありました。

次に、議案第36号について、委員から、

①北九州市国民健康保険条例の一部改正

等について質疑があり、当局から、

- ①子ども・子育て支援金制度は、令和8年度から医療保険料と合わせて徴収が開始される。この制度は、全ての世代、社会・経済主体で支えるものであり、被保険者に理解いただけるよう周知に努めたい。国民健康保険は高齢者や無職の加入者が多いため、国庫負担割合拡大による負担軽減など国への要望は継続するが、制度の見直しを求めることは考えていない。

等の答弁がありました。なお、委員から、

- 子ども・子育て支援納付金制度について、SNSやホームページ等を活用し、分かりやすく正しい情報発信を行われたい。
- 子ども・子育て支援納付金制度について、国に対して負担軽減を求められたい。

等の意見がありました。

# 令和8年度予算特別委員会報告書(写)

令和8年2月定例会

議案番号	件名	結果
第1号	令和8年度北九州市一般会計予算	可決
第2号	令和8年度北九州市国民健康保険特別会計予算	可決
第3号	令和8年度北九州市食肉センター特別会計予算	可決
第4号	令和8年度北九州市卸売市場特別会計予算	可決
第5号	令和8年度北九州市渡船特別会計予算	可決
第6号	令和8年度北九州市土地区画整理特別会計予算	可決
第7号	令和8年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算	可決
第8号	令和8年度北九州市港湾整備特別会計予算	可決
第9号	令和8年度北九州市公債償還特別会計予算	可決
第10号	令和8年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算	可決
第11号	令和8年度北九州市土地取得特別会計予算	可決
第12号	令和8年度北九州市駐車場特別会計予算	可決
第13号	令和8年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算	可決
第14号	令和8年度北九州市産業用地整備特別会計予算	可決
第15号	令和8年度北九州市漁業集落排水特別会計予算	可決
第16号	令和8年度北九州市介護保険特別会計予算	可決
第17号	令和8年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算	可決
第18号	令和8年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算	可決
第19号	令和8年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算	可決
第20号	令和8年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算	可決
第21号	令和8年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算	可決
第22号	令和8年度北九州市上水道事業会計予算	可決
第23号	令和8年度北九州市工業用水道事業会計予算	可決
第24号	令和8年度北九州市交通事業会計予算	可決
第25号	令和8年度北九州市病院事業会計予算	可決
第26号	令和8年度北九州市下水道事業会計予算	可決
第27号	令和8年度北九州市公営競技事業会計予算	可決
第29号	北九州市行政手続条例の一部改正について	可決
第30号	北九州市行政不服審査法に基づく手数料等に関する条例の一部改正について	可決
第31号	北九州市犯罪被害者等支援条例について	可決

議案番号	件名	結果
第32号	北九州市手数料条例の一部改正について	可決
第33号	北九州市市税条例の一部改正について	可決
第34号	北九州市市税条例の一部改正について	可決
第36号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	可決
第38号	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例について	可決
第39号	北九州市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例について	可決
第41号	北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について	可決
第42号	北九州市中央卸売市場条例及び北九州市公設地方卸売市場条例の一部改正について	可決
第43号	建築物における駐車施設の付置及び管理に関する条例の一部改正について	可決
第45号	北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例等の一部改正について	可決
第46号	北九州市職員定数条例等の一部改正について	可決
第48号	北九州市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について	可決
第49号	地方独立行政法人北九州市立病院機構の出資等に係る不要財産の納付の認可について	可決
第50号	地方独立行政法人北九州市立病院機構定款の一部変更について	可決
第54号	包括外部監査契約締結について	可決
第65号	北九州市介護保険条例の一部改正について	可決
第66号	北九州市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決

小倉北区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区選挙管理委員並びに同補充員  
 (令和8年4月1日～令和12年3月31日) 候補者名簿

区	委 員		補 充 員		補充の 順 位
	フリガナ 氏 名	住 所	フリガナ 氏 名	住 所	
小倉北区	オクムラ ヨシコ 奥村 祥子		ユアサ マユミ 湯浅 真由美		1
	トミタ タカヒロ 富田 孝廣		キタザト カツシ 北里 勝利		2
	ハラ シノ 原 紫乃		ヤマモト ユウコ 山本 裕子		3
	オダ ヒロシ 小田 浩		タナカ カズヒロ 田中 芳博		4
小倉南区	ナギノ ケンゴウ 棚野 賢剛		ナギノ マリヨ 棚野 真里子		1
	フジノ テツヤ 近藤 哲也		キタザキ ノリコ 北崎 典子		2
	キノタ サチコ 木下 幸子		イトウ ミカ 伊東 美香		3
	サナキ ケイコ 佐奈木 圭子		ヒタニ ミオ 樋谷 美緒		4
八幡東区	イトウ カズシ 伊藤 一義		ミウラ リウシ 三浦 隆史		1
	トシマ マスミ 豊嶋 真純		ハシモト サキ 橋本 早希		2
	フルタ ナオコ 古田 直子		フキダ クミコ 榎田 久美子		3
	シライシ カズヒロ 白石 一裕		シライシ リカ 白石 理香		4
八幡西区	イケモト アヤメ 池本 綾女		タカノ ミキオ 鷹野 美喜夫		1
	ヤマモト マチコ 山本 真智子		スエヨシ カズヒサ 末吉 和久		2
	エリ ミチタカ 江里 道孝		マサキ ヒデユキ 正木 秀幸		3
	フルカワ ムネタカ 古川 宗隆		フルカワ モトミ 古川 茂登美		4

# 閉会中継続審査申出書(写)

(請 願)

令和8年2月定例会

## 総務財政委員会

請願番号	件 名
第3号	所得税法第56条の廃止について
第4号	インボイス制度の廃止を目指し、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める請願について
第5号	「消費税減税を求める意見書」の国への送付を求める請願について

## 都市ブランド教育委員会

請願番号	件 名
第6号	小・中学校で、全ての学年の20人学級を展望し、子供たちに「ゆきとどいた教育」を求める請願について

## 都市戦略整備委員会

請願番号	件 名
第1号	高齢者や障害者の移動手段の確保について

# 閉会中継続審査申出書(写)

(陳 情)

令和8年2月定例会

## 総務財政委員会

陳情番号	件 名
第1号	「市立市民センター等での市への提出文書収受に関する条例」の制定について
第3号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取組について
第30号	議会棟南側議員駐車場を障害者らに開放することを求める陳情について
第31号	年長者や障害者らに議会棟東側駐車場への駐車を認めていただくことを求める陳情について
第81号	政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情について

## 経済港湾委員会

陳情番号	件 名
第64号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第67号	国に国民の主食である米の価格統制をすることを求める意見書の提出について

## 都市ブランド教育委員会

陳情番号	件 名
第5号	学力最下位都市脱出について
第6号	不登校児童に対する過剰な安否確認の緩和に関する陳情について
第16号	小倉南特別支援学校の教育環境整備について
第38号	初代門司駅遺構に関して「北九州市文化財保護審議会」に直ちに諮問することについて
第40号	英検3級程度の対外資格を取得した市民及びその親権者に対し市長賞を授与することに関する決議について
第56号	北九州市の文化財保護行政の是正を求める陳情について
第57号	北九州市の文化財保護条例の改正についてのうち第2項
第61号	北九州市立学校におけるムスリム食を含む全ての宗教対応給食の導入禁止について
第66号	北九州市の公立学校でハラル食が実施されることについて
第74号	九州朝鮮初中高級学校への補助金を一昨年までの水準に戻すことと、国に政策の転換すなわち、朝鮮高校生徒も無償化の対象とするよう求める決議を上げること求める陳情について
第80号	門司弓道場の存続について
第82号	中学校（特別支援学校中学部・高等部を含めて）給食無償化の早期実施に向け、市議会決議を求める陳情について

保健福祉子ども委員会

陳情番号	件名
第8号	児童養護施設における児童虐待等の実態について
第14号	加齢性難聴者の補聴器購入に助成制度を求める陳情について
第15号	健康保険証とマイナ保険証の併用を求める意見書の提出について
第18号	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について
第21号	排泄課題を抱える障害者及び障害児への日常生活用具認定に関する陳情について
第33号	あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求める陳情について
第37号	住民税非課税など低所得者へのエアコン設置費用の助成を求める陳情について
第42号	8020運動「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」の推進に関する決議について
第45号	年長者や障害者に優しい補聴器無償支給等をお願いする陳情について
第51号	北九州市立ユースステーションはシニアも利用できるということを分かりやすい表現で市民に伝えることを求める陳情について
第52号	生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情について
第65号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第68号	臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書の提出について
第70号	介護事業所の維持、介護従事者の処遇改善を求める陳情について
第71号	化学物質過敏症を障害者総合支援法の対象疾病名にするよう国に意見書を提出することについて
第72号	生活保護申請時に求められる、年金調査は全区で委任状提出に統一することを求める陳情について
第76号	厚労省から都道府県知事への通達を受けて、医療機関からPMDAへの副反応報告収集の強化を確認するための陳情について
第83号	生活保護利用者へのケースワーカーによる支援をきちんと行うことを求める陳情について

環境水道防災委員会

陳情番号	件名
第4号	国に対して、対外的情報省を設立、横田基地空域の航空管制の返還を求める意見書の提出について
第24号	国に防衛力強化の一環として、食料安全保障を重要視することについて
第26号	私有地等の周辺の清掃についての努力義務に関する決議について
第32号	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、厨房排気ダクトに北九州市火災予防条例違反のダクトが施工されていることについて
第35号	（仮称）中井口・高見台商業施設建設に伴う土地土壌汚染について

環境水道防災委員会（続き）

陳情番号	件名
第54号	北九州空港の特定利用空港選定撤回と自衛隊の飛行訓練中止を国に求める陳情について
第75号	「地球沸騰」による破局を避けるべく、実際に温室効果ガスの削減を実現できる、画段階的な対策を構想し講じることを求める陳情について
第77号	公共浄化槽等整備推進事業の実施を求める陳情について
第78号	市内でのオスプレイを含む自衛隊機の夜間訓練・低空飛行訓練を行わないことを防衛省などに求める陳情について
第85号	南海トラフ巨大地震に備える北九州市の防災対策を求める陳情について

都市戦略整備委員会

陳情番号	件名
第7号	日本化薬折尾工場跡地の用途変更申請並びに開発許可手続に関する質問と陳情について
第9号	新門司地区における市街化調整区域の撤廃について
第11号	河内温泉・あじさいの湯の早期再開を求める陳情について
第12号	旧クロサキメイトビル跡の一日も早い再生について
第17号	都市計画道路（新町井ノ浦線）の早期建設について
第19号	巨大広告塔の耐震・耐風審査について
第27号	城野ゼロ・カーボン先進街区集合建築物、シティガーデンBONJONOにおいて、新築申請時計画とは異なる（劣る）断熱材の施工が行われていた事実への対応について
第28号	建設費用や点検費用が膨大な横断歩道橋を無くし、年長者や障害者に優しい横断歩道を設けていただくことを求める陳情について
第43号	上藤松6号線の狭あい道路と北九州市の土地行政の諸問題について
第46号	東鳴水二丁目交差点の横断時間延長調整を求めていただく陳情について
第47号	まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情について
第50号	特定の私道脇の側溝は市が管理していただくことを求める陳情について
第55号	複合公共施設工事の即時中止と地震・津波の学術的調査と防災対策を行うことについて
第59号	小倉南区若園地区の側溝に蓋を設置して塞ぐことを求める陳情について
第60号	農道の維持管理について
第63号	社会的養護経験者の自立支援強化（市営住宅活用と就労支援枠の拡充）について
第69号	折尾駅南側駅前広場の歴史伝承「線路跡にラインを描く」などについて
第73号	市長及び全職員に対して行政文書について適切な対応を行うように求める旨の市議会の決議について

## 議会運営委員会

陳情番号	件名
第2号	議会審議において、各議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したか分かるようホームページで公開することについて
第25号	北九州市議会傍聴環境の改善について
第41号	市議会委員長の許可を得た上で各委員へ配布された資料について、議事録に掲載することを認めるよう求めることについて
第53号	市議会常任委員会での請願・陳情審査時の議事進行について

## 閉会中継続調査申出書(写)

令和8年2月定例会

委員会名	件名
総務財政委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 持続可能な都市経営のあり方について</li> <li>○ 住みやすいまちづくりについて</li> </ul>
経済港湾委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域経済の成長とにぎわいの創出及び農林水産業の活性化について</li> <li>○ 港湾・空港機能（洋上風力発電事業を含む）の強化について</li> <li>○ 公営競技を活用した観光振興と地域貢献について</li> </ul>
都市ブランド教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市の魅力を生かした観光施策の推進について</li> <li>○ 多様性を尊重した教育環境の整備について</li> </ul>
保健福祉子ども委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について</li> <li>○ 高齢者・障害者福祉の充実について</li> <li>○ 人権文化のまちづくりについて</li> <li>○ 「こどもまんなかc i t y」の実現に向けたこども・子育て支援の推進について</li> </ul>
環境水道防災委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模自然災害や火災に備えた防災・減災対策について</li> <li>○ サステナブルシティを目指した取組について</li> <li>○ ライフラインの強化と持続可能な上下水道事業の推進について</li> </ul>
都市戦略整備委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 公共インフラの適切な維持管理・整備について</li> <li>○ 安全で快適なまちづくりについて</li> <li>○ 交通政策について</li> </ul>
議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 定例会及び臨時会の会期日程について</li> <li>○ 議会の運営について</li> <li>○ 議会の会議規則、委員会条例等について</li> <li>○ 議長の諮問について</li> </ul>

## 議員派遣一覧表（令和8年2月定例会）

派遣議員(団体名等)	目 的	場 所	期 間
都市戦略整備委員会 森結実子、中島隆治、佐藤栄作 田仲常郎、片山尹、成重正丈、 山崎英樹、山内涼成、井上純子	景観に調和した橋梁 の整備に関する取 組、ウォーターフロ ント都心地区におけ る都市開発の取組、 及び持続可能な地域 公共交通のネットワ ークづくりの取組に 関する調査研究	長崎県長崎市、香川 県高松市、岡山市	令和8年5月 19日～21日

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長            中 村 義 雄

副 議 長        村 上 直 樹

議 員            村 上 幸 一

議 員            柳 井        誠